

第3章 仙台郡山官衙遺跡群の概要

1 指定の概要

(1)指定に至る経緯

仙台郡山官衙遺跡群は、郡山遺跡の官衙中枢部等を部分的に史跡指定したものである。

郡山遺跡は、昭和54(1979)年以来44年にわたる長年の調査により日本最古級の地方官衙(役所)跡として極めて重要な遺跡であることが判明している。本遺跡の範囲は、東西約800m、南北約900mで、その面積は約60万㎡である。そのうちⅠ期官衙およびⅡ期官衙(寺院跡等を含む)の官衙域は、約35万㎡に及ぶ。その官衙域全体が重要な価値を持つものではあるが、周辺において開発が進む中で、優先的な保護を図るため、なかでも中枢部など最も重要とされる区域を史跡指定することとした。すなわち、7世紀中頃から末葉にかけての仙台平野の拠点的な城柵^{じょうさく}と考えられるⅠ期官衙の中枢部であり、また7世紀末葉から8世紀前葉にかけての多賀城^{たがじょう}以前の陸奥国府^{むつこくふ}と考えられるⅡ期官衙の中枢部から外郭南辺^{がいかく}そして郡山廃寺と繋がる区域でもある約9万㎡を、将来国指定史跡を目指す範囲(図3-1)とし、追加指定を行いながら段階的に国指定史跡化及び市有地化することとしたのである。

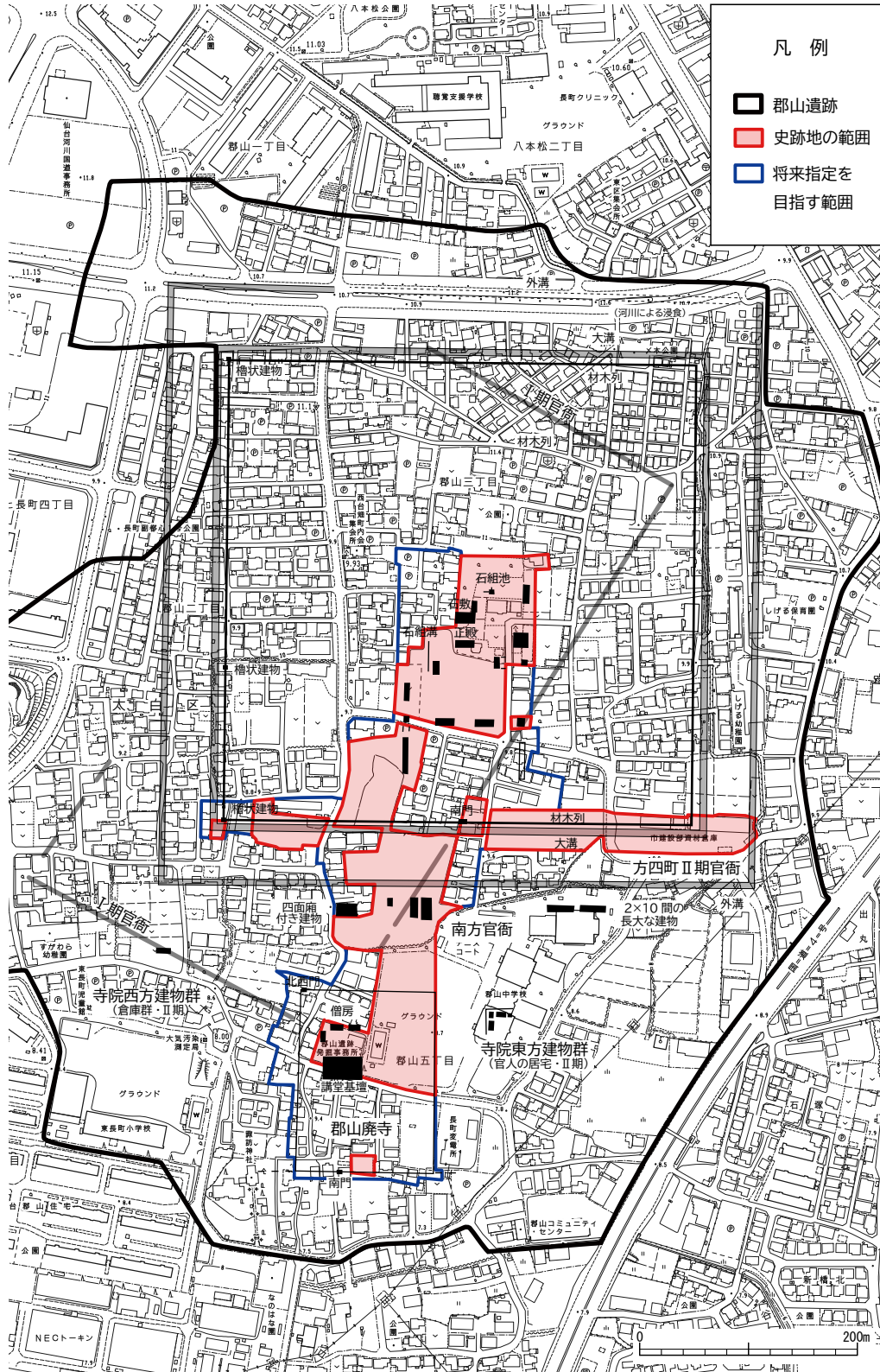
既指定地は、将来国指定史跡を目指す範囲のうち、市有地、国有地、史跡指定に地権者の同意が得られた民有地について、順次指定申請し、史跡指定を受けたものである。

(2)指定概要

名称	仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡
種別	史跡
所在地	仙台市太白区郡山二丁目11番20他
指定年月日	平成18年7月28日(平成18年文部科学省告示第111号)
	面積 43,208.72㎡
追加指定日	平成19年7月26日(平成19年文部科学省告示第109号)
	面積 1,240.21㎡
	平成23年2月7日(告示番号:文部科学省告示第17号)
	面積 240.05㎡
	平成29年10月13日(告示番号:文部科学省告示第143号)
	面積 303.26㎡
	令和2年10月6日(告示番号:文部科学省告示第131号)
	面積 211.81㎡
	令和4年11月10日(告示番号:文部科学省告示第144号)
	面積 234.02㎡
指定全面積	45,438.07㎡

指定理由 本遺跡は、規模・構造・経営年代から見て太平洋側の陸奥における城柵で多賀城の前身施設と考えられ、律令国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点の様相を知るうえで貴重である。

根拠法令 文化財保護法第109条第1項



(平成28年修正・都市計画基本図を加工)

図3-1 史跡地の範囲・将来指定を目指す範囲

2 指定に至るまでの調査成果・指定後の調査成果

(1)発掘調査の成果

【調査に至る経緯】

郡山遺跡については、大正年間に漆入りの平瓶^{ひらか}が出土したことで遺跡として世に知られるようになり、さらに昭和20年代には多量の瓦が出土(図3-2)したことから寺院跡の存在などが考えられてきた。しかし、昭和54年の開発に対応した発掘調査が実施されるまでは、遺跡の詳細について不明なままであった。

調査の初年度となる昭和54年の発掘調査(図3-3)は、遺跡東部で実施された民間の宅地造成に伴う事前調査である。この調査で真北方向の掘立柱建物跡が多数発見され、ロクロ挽き重弧文軒平瓦^{もんのかきひらがら えんめんけん}や円面硯^{び じょうこ}などが出土した。それにより多賀城創建以前の官衙の存在が予想された。この調査成果を受けて、仙台市は文化庁ならびに宮城県教育委員会と協議し、昭和55年より国庫補助事業による郡山遺跡の緊急範囲確認調査を実施することとなった。昭和55年から平成16年までに5次にわたる調査を実施し、平成17年からは補足調査を行っている。



図3-2 多量に出土した瓦
(昭和20年代)



図3-3 昭和54年度調査区全景

【第1次5ヵ年計画(昭和55～59年度)第1～49次調査】

遺構群には、真北から30～33°東に振れる遺構群と真北方向の遺構群が存在し、重複関係から前者が後者より古いことを確認し、前者を「Ⅰ期官衙」、後者を「Ⅱ期官衙」とした。Ⅰ期官衙期の遺構からは畿内産土師器(図3-4)や「名取」と刻書のある土師器(図3-5)が出土している。Ⅱ期官衙は外郭となる材木列^{ざいもくれつ}と大溝^{おおみぞ}のいずれかを東、西、南、北の各辺で確認し、概ね方四町^{ほうよんちやう}(約428m)であることが判明した。さらに遺跡南部で基壇建物跡^{きだんたてものあと}を発見し、瓦(図3-6)や鴟尾^{しび}が出土したこと、木簡^{もっかん}が3点出土し(図3-7)、「学生寺」の文字が確認できるものや写経用定木^{じやうぎ}が含まれていたことから寺院(郡山廃寺)の存在が明らかとなった。なお、遺跡北部ではⅠ期官衙以前の竪穴住居跡から関東地方の特徴を示す土師器(図3-4)が出土している。



図3-4 郡山遺跡出土土師器
上：畿内産土師器
下左：関東地方の特徴を示す土師器
下右：東北地方の土師器



図3-5 「名取」刻書土師器
(第4次調査)



図3-6 寺院に葺かれた瓦



図3-7 寺院の活動を示す木簡
(第15次調査)

【第2次5ヵ年計画(昭和60～平成元年度)第50～85次調査】

方四町Ⅱ期官衙の中央部で正殿せいでんと考えられる四面廂付建物跡しめんびきつきたてものあと(図3-8)と方形の石組池跡いしがみいけあと(図3-9)を発見した。方形の石組池跡は奈良県明日香村石神遺跡などの飛鳥地方の宮殿やその周辺から発見されているのみであり、本遺跡の性格を究明するにあたりきわめて重要な遺構と位置付けられた。

また、方四町Ⅱ期官衙南辺中央にて南門なんもん(図3-10)も確認した。郡山廃寺では基壇建物の北側で僧房そうぼうと考えられる建物群を、また伽藍北辺で材木列がらんと北西隅門ざいもくれつを確認した。Ⅰ期官衙では中枢部を構成する板塀跡いたべいあとや建物跡(図3-11)を方四町Ⅱ期官衙の中央東寄りで検出している。

なお、第2次～第3次5ヵ年計画実施期間中に、遺跡南東部に位置する郡山中学校の建替えに伴う事前調査(第65次調査)を実施した。この調査によりⅡ期官衙を構成する重要な遺構群を確認し、「寺院東方建物群」・「南方官衙」(図3-12)と呼称している。南方官衙西地区ではその後、正殿より規模の大きな四面廂付建物跡しめんびきつきたてものあと(図3-13)も確認している。



図3-8 正殿跡
(第83次調査)



図3-9 石組池跡・石組溝跡
(第83次調査)



図3-10 Ⅱ期官衙南門跡
(第56次調査)



図3-11 Ⅰ期官衙中枢部建物跡
(第77次調査)



図3-12 南方官衙東地区
建物跡
(第65次調査)



図3-13 南方官衙西地区建物跡
(第85次調査)

【第3次5ヵ年計画(平成2～6年度)第86～106次調査】

Ⅰ期官衙の南、西辺を確認した。また、Ⅰ期官衙南辺付近の遺構と重複してⅡ期官衙の倉庫風の建物群も発見され(図3-14)、これらは「寺院西方建物群」と呼称している。なお、遺跡に隣接する旧長町貨物駅跡地に郡山遺跡と同時期と見られる竪穴住居跡が多数存在することが明らかとなった(長町駅東遺跡)。



図3-14 Ⅰ期官衙南辺とⅡ期官衙寺院西方
建物群 (第96次調査)

【第4次5ヵ年計画(平成7～11年度)第107～131次調査】

方四町Ⅱ期官衙中枢部には官衙の中軸線を挟んだ東西両側に複数の南北棟建物が建ち並ぶ様相が明らかとなった。また、そのⅡ期官衙の建物跡と重複してⅠ期官衙中枢部の建物跡や塀跡があり、その南東辺の中央で門跡を確認した。郡山廃寺では寺域の南辺と東辺および八脚門(南門)(図3-15)を確認している。



図3-15 郡山廃寺南門跡(第128次調査)

【第5次5ヵ年計画(平成12～16年度)第132～165次調査】

方四町Ⅱ期官衙と郡山廃寺の間に位置する南方官衙地区では、二面廂や三面廂付の規模の大きな建物跡(図3-16)が確認された。また、方四町Ⅱ期官衙外郭大溝の外側に平行して、同じような溝跡(外溝)が巡っていることが明らかとなった。なお、これらの遺構と重複してⅠ期官衙の東辺(材木列や溝跡)が検出されており、この延長部分をⅠ期官衙中枢部付近の調査でも確認している。



図3-16 南方官衙西地区建物跡(第138次調査)

【補足調査(平成17年度～)第166次調査～】

平成17年度からは、その時点で持ち越しとなった課題についての補足的な調査を行うこととした。方四町Ⅱ期官衙外側の北西部並びに東辺部では、外郭大溝に並行する外溝を確認し、特に北西部では外溝の北西隅(図3-17)を確認している。なお、平成20年度に郡山遺跡の南西1.5kmに所在する大野田官衙遺跡において、郡山遺跡Ⅱ期官衙に関連すると考えられる官衙跡が発見されたため、平成21年度・22年度は郡山遺跡の補足調査を休止し、大野田官衙遺跡について範囲確認と性格究明を目的とした調査を実施している。



図3-17 Ⅱ期官衙外溝北西隅(第180次調査)

また、平成23年度以降の郡山遺跡における補足調査は東日本大震災の影響により休止していたが、令和元年度に再開し、Ⅱ期官衙中枢部の調査(図3-18・図3-19)を行っている。



図3-18 Ⅱ期官衙中枢部南北棟建物跡(令和3年度調査)



図3-19 Ⅱ期官衙中枢部東西棟建物跡2棟(令和4年度調査)

表3-1 郡山遺跡調査年次一覽

計画	年度	次数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用	掲載報告書
	昭和54年度 (1979)		郡山3丁目遺跡	事前調査 (宅地造成)	930	受託	23集
	計		1地区		930		
第一次五ヶ年計画	昭和55年度 (1980)	1	推定外郭内北西地区	範囲確認	125	国庫補助	23集
		2	推定外郭内中央区	範囲確認	300		
		3	推定外郭内中央区	範囲確認 (一部は住宅に伴う)	125		
		4	外郭線南辺	範囲確認	530		
		5	推定外郭内南西区	範囲確認 (倉庫新築)	20		
		6	推定外郭内北西区	範囲確認 (住宅新築)	20		
		7	外郭線南西コーナー	範囲確認	125		
		8	外郭線南辺	範囲確認	42		
		9	外郭線南辺	範囲確認	57		
	昭和56年度 (1981)	10	推定付属寺院南端地区	範囲確認 (一部は住宅に伴う)	60	国庫補助	38集
		11	推定外郭線東辺地区	範囲確認	80		
		12	推定付属寺院跡中央地区	範囲確認	300		
		13	推定付属寺院跡西部地区	事前調査 (宅地造成)	370		
		14	推定外郭線北辺地区	範囲確認 (保育所増築)	40	国庫補助	38集
		15	推定付属寺院跡東端地区	範囲確認	400		
		16	推定外郭線西辺地区	範囲確認	80		
		17	推定外郭線東辺地区	範囲確認	140		
		18	外郭線東辺地区	範囲確認 (側溝改修工事)	170		
		19	推定方四町北東地区	範囲確認 (住宅解体新築)	10		
		20	推定方四町南東地区	範囲確認 (飲食店新築)	10		
		21	推定方四町外郭北地区	範囲確認 (住宅解体新築)	12		
		22	外郭線南辺地区	範囲確認 (事務所兼住宅新築)	8		
		23	推定方四町外郭南西地区	範囲確認 (住宅解体新築)	15		
	24	推定方四町中央北地区	範囲確認	2,100			
	25	推定方二町寺域中央西地区	範囲確認 (住宅解体新築)	3			
	26	推定方四町外郭北辺地区	範囲確認 (店舗兼住宅解体新築)	5			
	27	推定方四町西外地区	範囲確認 (住宅新築)	18			
	28	推定方二町寺域西外地区	範囲確認 (住宅新築)	27			
	29	推定方二町寺域中央地区	範囲確認 (店舗兼住宅新築)	9			
	30	推定方四町北地区	範囲確認 (住宅新築)	36			
	31	推定方四町中央北地区	範囲確認 (共同住宅新築)	180			
	32	推定方四町外郭東地区	範囲確認 (保育所増築)	9			
	33	推定方二町寺域北辺地区	範囲確認 (住宅増築)	13			
	34	推定方二町寺域東外地区	範囲確認	410			
	昭和58年度 (1983)	35	推定方四町中央北地区	範囲確認	1,400	国庫補助	64集
		36	推定方二町寺域外南地区	範囲確認 (住宅新築)	9		
		37	推定方四町北西地区	範囲確認 (住宅新築)	12		
		38	推定方二町寺域南東地区	範囲確認 (倉庫増築)	150		
		39	推定方二町寺域外南地区	範囲確認 (住宅新築)	16		
		40	推定方四町中央地区	範囲確認 (住宅新築)	20		
		41	推定方四町外南東地区	範囲確認	520		
		42	推定方四町南辺南西地区	範囲確認 (宅地造成擁壁工事)	37		
	昭和59年度 (1984)	43	推定方四町官衙外郭南辺	範囲確認 (住宅新築)	150	国庫補助	74集
		44	推定方四町官衙南地区	範囲確認	1,000		
		45	推定方四町官衙南外地区	範囲確認 (住宅新築)	40		
		46	推定方二町寺域中央地区	範囲確認 (住宅新築)	60		
		47	推定方四町官衙外郭西辺	範囲確認 (住宅新築)	50		
		48	推定方四町官衙中央南地区	範囲確認	800		
		49	推定方四町官衙西・北地区	範囲確認 (水道管理設工事)	315		
計		49地区		10,428			
第二次五ヶ年計画	昭和60年度 (1985)	50	Ⅱ期官衙外郭北部地区	範囲確認 (店舗兼住宅新築)	12	国庫補助	86集
		51	Ⅱ期官衙推定政庁中央地区	範囲確認	570		
		52	Ⅱ期官衙外南東地区	範囲確認 (住宅新築)	52		
		53	Ⅱ期官衙中央南地区	範囲確認 (住宅新築)	21		
		54	Ⅱ期官衙推定政庁北東地区	範囲確認	280		
		55	Ⅱ期官衙推定政庁南西地区	範囲確認	370		
		56	Ⅱ期官衙外郭南門地区	範囲確認 (住宅解体新築)	24		
		57	Ⅱ期官衙推定政庁東辺地区	範囲確認 (側溝工事)	200		
		58	推定方二町寺域南地区	範囲確認 (宅地造成)	90		
	59	Ⅱ期官衙外郭北辺地区	範囲確認 (水道管理設工事)	190	国庫補助	96集	
	60	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認 (住宅新築)	50			
	61	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認 (共同住宅新築)	370			
	62	寺域北西地区	範囲確認 (住宅新築)	130			
	63	寺域中央地区	範囲確認	860			
昭和61年度 (1986)	64	遺跡南端	事前調査 (高压送電線鉄塔建設)	80	受託	107集	
	65	寺域東方地区	事前調査 (郡山中学校校舎建設 昭和61~平成2)	6,660	仙台市関連事業	156集	
	66	寺域中央地区	範囲確認 (住宅新築)	38	国庫補助	96集	
	67	Ⅱ期官衙東外地区	範囲確認 (共同住宅新築)	20			

第3章 仙台郡山官衙遺跡群の概要

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用	掲載 報告書	
第二次五ヶ年計画	昭和62年度 (1987)	68	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認 (集合住宅新築)	80	国庫補助	110集	
		69	Ⅱ期官衙外郭東辺	範囲確認 (共同住宅新築)	50			
		70	廃寺南西地区	範囲確認	2,018			
		71	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認 (住宅新築)	60		111集	
		72	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認 (住宅新築)	45			
		73	遺跡隣接地 (北目城跡)	範囲確認 (住宅新築)	55			
	昭和63年度 (1988)	74	Ⅱ期官衙外郭東辺	範囲確認	170	国庫補助	110集	
		75	Ⅱ期官衙外東南地区	範囲確認 (共同住宅新築)	20			
		76	推定方二町廃寺跡西地区	範囲確認 (住宅新築)	15			
		77	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	2,080			
		78	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認 (住宅解体新築)	5			
		79	Ⅱ期官衙外郭北辺地区	範囲確認 (住宅解体新築)	10			
		80	Ⅱ期官衙外郭東辺地区	範囲確認 (共同住宅新築)	15			
	平成元年度 (1989)	81	推定方二町廃寺跡西地区	範囲確認 (通信中継所建設)	100	国庫補助	124集	
		82	Ⅱ期官衙北西地区	範囲確認 (住宅新築)	50			
83		Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	1,620				
計	84	郡山廃寺北方地区	事前調査 (宅地造成) ~平成2	229	受託	133集		
	85	Ⅱ期官衙南方地区	事前調査 (宅地造成) ~平成2	627				
計		36地区			17,266			
第三次五ヶ年計画	平成2年度 (1990)	86	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認	473	国庫補助	146集	
		87	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認 (住宅新築)	275			
		88	Ⅱ期官衙中央北地区	範囲確認 (住宅新築)	80			
		89	Ⅱ期官衙外郭南外地区	範囲確認	429			
	平成3年度 (1991)	90	Ⅱ期官衙北地区	範囲確認 (水道管理設工工事)	515	国庫補助	161集	
		91	Ⅱ期官衙東南地区	範囲確認	700			
		92	Ⅱ期官衙東南地区	範囲確認 (共同住宅新築)	8			
	平成4年度 (1992)	93	南方官衙西地区	事前調査 (宅地造成)	600	受託	167集	
		94	南方官衙東地区	事前調査 (宅地造成)	116			
		平成5年度 (1993)	95	Ⅱ期官衙外郭北辺地区	範囲確認 (住宅新築)	12	国庫補助	177集
			96	I期官衙南西地区	範囲確認	540		
	97		Ⅱ期官衙外郭南辺地区	範囲確認 (道路工事)	114			
	平成6年度 (1994)	98	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認 (住宅新築)	60	国庫補助	169集	
		99	I期官衙西部地区	範囲確認	350			
		100	I期官衙南部地区	範囲確認	180			
		101	Ⅱ期官衙中央地区	事前調査 (市道拡幅)	590			
	計	102	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	280	市関連	-	
		103	I期官衙西部地区	範囲確認	400			
104		I期官衙西部地区	範囲確認 (宅地造成)	100				
105		Ⅱ期官衙東辺地区	範囲確認 (共同住宅新築)	40				
106		郡山廃寺東方地区	事前調査 (市道拡幅)	20				
計		21地区			5,882			
第四次五ヶ年計画	平成7年度 (1995)	107	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	820	国庫補助	210集	
		108	I期官衙西地区	範囲確認 (共同住宅新築)	40			
		109	郡山廃寺南地区	範囲確認 (共同住宅新築)	32			
	平成8年度 (1996)	110	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	900	国庫補助	215集	
		111	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	180			
		112	遺跡西方地区	事前調査 (共同住宅建設)	636			
		113	郡山廃寺東地区	範囲確認	40			
	平成9年度 (1997)	114	Ⅱ期官衙中央東地区	範囲確認 (住宅解体新築)	10	国庫補助	215集	
		115	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	550			
	平成10年度 (1998)	116	Ⅱ期官衙中央地区	範囲確認	270	国庫補助	227集	
		117	方四町Ⅱ期官衙南東部	範囲確認 (住宅解体新築)	100			
		118	南方官衙西地区	範囲確認 (住宅解体新築)	60			
		119	郡山廃寺北辺・東辺	範囲確認	40			
		120	郡山廃寺東辺・南辺	範囲確認	40			
		121	方四町Ⅱ期官衙中枢部南端	範囲確認	800			
		122	方四町Ⅱ期官衙中枢部南端	範囲確認	100			
		123	I期官衙南部	範囲確認 (共同住宅解体新築)	20			
平成11年度 (1999)	124	I期官衙南部	事前調査 (宅地造成)	415	受託	234集		
	125	I期官衙南西部	範囲確認 (住宅解体新築)	60				
	126	郡山廃寺東部・南辺部	範囲確認	70				
	127	方四町Ⅱ期官衙中枢部	範囲確認	75				
	128	郡山廃寺南辺部	範囲確認	700				
計	129	方四町Ⅱ期官衙外郭西辺	範囲確認 (住宅新築)	70	国庫補助	244集		
	130	I期官衙南部	範囲確認 (住宅新築)	25				
	131	Ⅱ期官衙東部・I期官衙	範囲確認 (住宅解体新築)	15				
計		25地区			6,068			

計画	年度	次数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (m ²)	適用	掲載報告書				
第五次五ヶ年計画	平成12年度 (2000)	132	郡山麿寺南西部	範囲確認	12	国庫補助	250集				
		133	郡山麿寺南東部	範囲確認	180						
		134	方四町Ⅱ期官衙南東部	範囲確認	390						
		135	I期官衙東辺	範囲確認	218						
		136	遺跡南西部	範囲確認 (住宅新築)	30						
	平成13年度 (2001)	137	南方官衙東地区	範囲確認 (学校施設建設)	20	国庫補助	258集				
		138	南方官衙西地区	範囲確認	2,100						
		139	郡山麿寺東隣接地	事前調査 (電力施設建設)	74			受託	261集		
		140	方四町Ⅱ期官衙中枢部東	範囲確認 (住宅新築)	40			国庫補助	258集		
		141	寺院東方建物群東	事前調査 (国土交通省建物建設)	78			受託	261集		
		142	Ⅱ期官衙中枢部東	範囲確認 (住宅新築)	40			国庫補助	258集		
	平成14年度 (2002)	143	方四町Ⅱ期官衙東隣接地	範囲確認 (住宅新築)	26	仙台市 関連事業	358集				
		144	I期官衙西方	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	2,800						
		145	遺跡内東部	範囲確認 (住宅新築)	50			国庫補助	263集		
		146	郡山麿寺南部	範囲確認	450						
		147①	南方官衙西地区	範囲確認 (平成15年含む)	470						
		平成15年度 (2003)	148	方四町Ⅱ期官衙北辺	範囲確認 (住宅新築)			72	国庫補助	263集	
			149	遺跡内東部	事前調査 (共同住宅建設)			57			受託
	150		遺跡内南部	範囲確認 (水道管理設工事)	20	国庫補助	263集				
	151		方四町Ⅱ期官衙南西隅	範囲確認 (用水路改修工事)	20						
147②	南方官衙西地区		範囲確認	130	国庫補助	269集					
	I期官衙東辺		(平成14年度追加調査)								
平成16年度 (2004)	152		I期官衙東辺	範囲確認	185	国庫補助	269集				
	153		遺跡内南部	事前調査 (地中線埋設工事)	192			受託			(269集)
	154		郡山麿寺西辺	事前調査 (宅地造成)	66			国庫補助			284集
	155		方四町Ⅱ期官衙内南西部	範囲確認 (用水路改修工事)	530						
	156	方四町Ⅱ期官衙内北部	範囲確認 (住宅新築)	47							
	157	方二町推定寺域西辺	事前調査 (市道拡幅工事)	300	市関連				—		
平成17年度 (2005)	158	I期官衙中枢部南東側	範囲確認	160	国庫補助	288集					
	159	南方官衙西地区	範囲確認 (住宅新築)	53							
	160	方四町Ⅱ期官衙内北東部	範囲確認 (住宅新築)	18							
	161	南方官衙西地区	範囲確認 (住宅新築)	24							
	162	方四町Ⅱ期官衙内東部	事前調査 (宅地造成)	229			受託	288集			
			範囲確認	180			国庫補助	284集			
	163	方四町Ⅱ期官衙内北部	範囲確認 (住宅新築)	50			国庫補助	288集			
	164	郡山麿寺西辺	事前調査 (宅地造成)	280			受託	288集			
補足調査	平成18年度 (2006)	165	方四町Ⅱ期官衙内東部	範囲確認 (住宅新築)	51	国庫補助	296集				
		計	35地区		9,642						
		平成19年度 (2007)	166	方四町Ⅱ期官衙東辺部	範囲確認	219	国庫補助	296集			
			167	方四町Ⅱ期官衙外郭大溝北西部	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	1,890	仙台市 関連事業	412集			
			168	I期官衙中枢部南東側	範囲確認 (住宅新築)	90	国庫補助	296集			
			169	方四町Ⅱ期官衙東辺部	範囲確認 (住宅新築)	19					
			170	方四町Ⅱ期官衙東外側	範囲確認 (住宅新築)	27					
			171	I期官衙中枢部南東側	範囲確認 (住宅新築)	112					
			平成20年度 (2008)	172	方四町Ⅱ期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	28	国庫補助	307集		
				173	方四町Ⅱ期官衙西側部	範囲確認 (住宅新築)	33				
	174			方四町Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	8					
	175			I期官衙北辺	範囲確認 (住宅新築)	36					
	176	方四町Ⅱ期官衙北辺外側		範囲確認 (住宅新築)	12						
	177	I期官衙南西部		範囲確認 (住宅新築)	24						
	178	I期官衙東辺		範囲確認 (住宅新築)	96						
	179	方四町Ⅱ期官衙西部		範囲確認 (住宅新築)	24						
	平成21年度 (2009)	180	Ⅱ期官衙北西辺	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	230	仙台市 関連事業	412集				
		181	方四町Ⅱ期官衙北西部	範囲確認 (住宅新築)	18	国庫補助	327集				
		182	方四町Ⅱ期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	22						
		183	方四町Ⅱ期官衙南部	範囲確認 (住宅新築)	32						
184		方四町Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	31							
185		方四町Ⅱ期官衙南部	範囲確認 (住宅新築)	215							
186		方四町Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	24							
平成22年度 (2010)		187	方四町Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	60	国庫補助	347集				
		188	方四町Ⅱ期官衙東辺	範囲確認 (住宅新築)	150						
		189	Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	20						
	190①	Ⅱ期官衙北部	事前調査 (市道新設工事)	3,270	市関連			389集			
平成23年度 (2011)	191	方四町Ⅱ期官衙西辺	範囲確認 (住宅新築)	11	国庫補助	(347集)					
	192	郡山麿寺南辺付近	範囲確認 (住宅新築)	3							
	193	方四町Ⅱ期官衙北辺	範囲確認 (住宅新築)	40							
	196①	Ⅱ期官衙南西辺	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	955			市関連	412集			

第3章 仙台郡山官衙遺跡群の概要

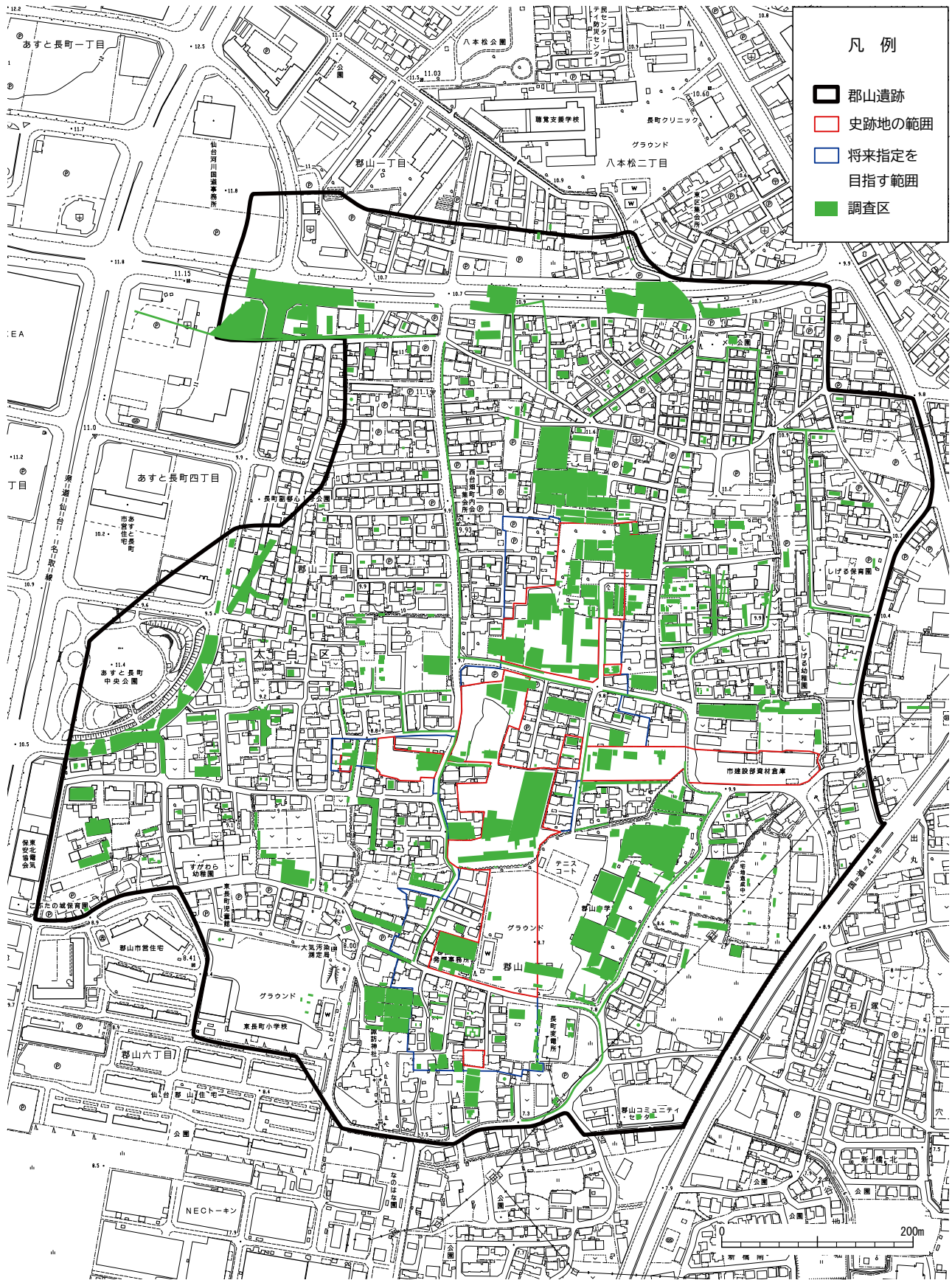
計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用	掲載 報告書	
補足調査	平成21年度 (2009)	190②	Ⅱ期官衙北部	事前調査 (市道新設工事)	2,160	市関連	389集	
		194	南方官衙東地区	範囲確認 (住宅新築)	32	国庫補助	373集	
		195	南方官衙西地区	事前調査 (市道新設工事)	20			
		196②	Ⅱ期官衙南西辺	事前調査 (長町副都心土地区画整理事業)	2,343	市関連	412集	
		197	Ⅱ期官衙外溝東辺	範囲確認 (住宅新築)	18	国庫補助	373集	
		198	Ⅱ期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	30			
		199	Ⅱ期官衙大溝北辺	範囲確認 (住宅新築)	70			
	平成22年度 (2010)	200	Ⅱ期官衙北西部	事前調査 (店舗建築)	300	受託	391集	
		201	Ⅱ期官衙外南西部	範囲確認 (住宅新築)	22	国庫補助	(394集)	
		202	遺跡南西部	事前調査 (児童館建築)	11	受託		
	平成23年度 (2011)	203	Ⅰ期官衙北東部	事前調査 (水道管理設工事)	60	国庫補助	406集	
		204	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認 (住宅解体)	立会のみ			
		205	Ⅱ期官衙北西部	範囲確認 (住宅新築)	67	受託	405集	
		206	Ⅰ期官衙南西部	事前調査 (宅地造成)	300			
		207	Ⅰ期官衙北辺	範囲確認 (住宅新築)	6	国庫補助	406集	
		208	郡山麩寺南部	範囲確認 (住宅新築)	44			
		209	Ⅱ期官衙南部	事前調査 (宅地造成)	280	受託	405集	
		210	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	12	国庫補助	406集	
		211	Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	6			
		212	郡山麩寺中央部	範囲確認 (住宅新築)	2			
		213	Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	6			
		214	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	4			
		215	郡山麩寺南部	範囲確認 (住宅新築)	30			
		216	南方官衙西地区	範囲確認 (住宅新築)	56			
		217	Ⅰ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	22			
		218	Ⅰ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	32			
		219	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	29			
		220	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	37			
		平成24年度 (2012)	221	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	28	復興交付金	417集
			222	Ⅰ期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	29		
			223	Ⅰ期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	24		
	224		Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	6			
	225		Ⅰ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	6			
	226		Ⅰ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	21			
	227		Ⅰ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	30			
	228		Ⅰ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	27			
	229		Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	17			
	230		Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	15			
	231		郡山麩寺南部	範囲確認 (住宅新築)	39			
	232		Ⅰ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	32			
	233		郡山麩寺南東部	範囲確認 (住宅新築)	61			
	234		Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	14			
	235		Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	18			
	236		Ⅰ期官衙北西部	範囲確認 (住宅新築)	38			
	平成25年度 (2013)		237	Ⅰ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	20		
		238	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	24			
		239	遺跡南東部	事前調査 (店舗建築)	28			
		240	遺跡南西部	事前調査 (共同住宅建築)	38			
		241	Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	39			
		242	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	26			
		243	遺跡北西部	事前調査 (店舗建築)	1,800			
	平成26年度 (2014)	244	遺跡北部	範囲確認 (住宅新築)	15	国庫補助	429集	
		245	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	39			
246		Ⅱ期官衙北西部	範囲確認 (住宅新築)	63				
247		郡山麩寺北部	範囲確認 (住宅新築)	47				
248		遺跡北東部	範囲確認 (住宅新築)	22				
249		遺跡南西部	事前調査 (建売住宅建築)	15				
250		Ⅱ期官衙南部	範囲確認 (住宅新築)	15				
251		Ⅱ期官衙北西部	範囲確認 (住宅新築)	16				
平成26年度 (2014)	252	Ⅱ期官衙南部	範囲確認 (住宅新築)	16	国庫補助	438集		
	253	Ⅱ期官衙西部	事前調査 (建売住宅建築)	11				
	254	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	12				
	255	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	15				
	256	遺跡南西部	範囲確認 (住宅新築)	21				
	257	Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	26				

計画	年度	次数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (m ²)	適用	掲載報告書
補足調査	平成27年度 (2015)	258	Ⅱ期官衙西部	事前調査 (道路延長工事)	36	受託	446集
		259	遺跡南東部	範囲確認 (住宅新築)	17	国庫補助	450集
		260	遺跡南東部	事前調査 (宅地造成)	217	受託	458集
		261	遺跡南東部	事前調査 (倉庫建築)	20		(450集)
		262	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	11	国庫補助	460集
	平成28年度 (2016)	263	Ⅱ期官衙南東部	事前調査 (宅地造成)	108	受託	458集
		264	遺跡東部	事前調査 (宅地造成)	4		(460集)
		265	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	23	国庫補助	460集
		266	遺跡東部	事前調査 (共同住宅建築)	16	受託	460集
		267	遺跡南東部	範囲確認 (住宅新築)	8		
		268	Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	93	国庫補助	470集
		269	遺跡南端部	範囲確認 (住宅新築)	45		
	平成29年度 (2017)	270	Ⅱ期官衙北部	事前調査 (長屋住宅建築)	84	受託	468集
		271	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	12		国庫補助
		272	Ⅱ期官衙北東部	範囲確認 (住宅新築)	9	受託	476集
		273	Ⅱ期官衙東部	事前調査 (宅地造成)	80		(470集)
		274	遺跡東端部	事前調査 (長屋住宅建築)	11		476集
		275	Ⅱ期官衙北部	事前調査 (保育所建築)	295	受託	478集
		276①	遺跡南西部	事前調査 (事務所兼倉庫建築)	21		(478集)
	277	遺跡西部	事前調査 (共同住宅建築)	18			
	平成30年度 (2018)	276②	遺跡南西部	事前調査 (事務所兼倉庫建築)	317	受託	476集
		278	Ⅱ期官衙南東部	事前調査 (宅地造成)	76		
		279	Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	4	国庫補助	478集
		280	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	29		
		281	遺跡東端部	範囲確認 (住宅新築)	22	受託	(478集)
		282	Ⅰ期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	36		
		283	遺跡西部	事前調査 (長屋住宅建築)	24	受託	478集
		284	Ⅰ期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	27		国庫補助
		285	Ⅰ期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	31	受託	476集
		286	Ⅱ期官衙東部	事前調査 (宅地造成)	135		(478集)
		287	遺跡北部	事前調査 (道路改良)	5	受託	478集
		288	Ⅱ期官衙南東部	事前調査 (長屋住宅建築)	30		国庫補助
		289	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	15	受託	482集
		290	Ⅱ期官衙東部	事前調査 (宅地造成)	74		(478集)
		291	遺跡南東部	事前調査 (宅地造成)	30	国庫補助	484集
		292	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	22		受託
		293	遺跡南東部	事前調査 (宅地造成)	89	国庫補助	484集
294	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	22				
令和元年度 (2019)	295	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	18	国庫補助	484集	
	296	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	15			
	297	遺跡南西部	範囲確認 (住宅新築)	13	受託	482集	
	298	Ⅱ期官衙東部	事前調査 (宅地造成)	37		国庫補助	484集
	299	Ⅱ期官衙中核部南東側	範囲確認	58	受託	482集	
	300	Ⅱ期官衙外郭西辺	事前調査 (長屋住宅建築)	30		482集	
	301	Ⅱ期官衙外郭南辺	事前調査 (建売住宅建築)	30			
令和2年度 (2020)	302	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	16	国庫補助	492集	
	303	Ⅱ期官衙南西部	範囲確認 (住宅新築)	14			
	304	Ⅱ期官衙南東部	範囲確認 (住宅新築)	13	国庫補助	499集	
	305	Ⅱ期官衙中核部南東側	範囲確認	50			
	306	Ⅱ期官衙南門北側	範囲確認	60	復興交付金	499集	
	307	遺跡東端部	範囲確認 (住宅新築)	10			
	308	Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	23	国庫補助	507集	
309	遺跡南東部	範囲確認 (住宅新築)	14				
令和3年度 (2021)	310	Ⅱ期官衙西部	範囲確認 (住宅新築)	28	受託	(499集)	
	311	遺跡南東部	範囲確認 (住宅新築)	10			
	312	Ⅱ期官衙北辺	範囲確認 (住宅新築)	18	国庫補助	507集	
	313	Ⅱ期官衙中核部	範囲確認	275			
	314	遺跡南西部	事前調査 (校舎増築)	64	受託	(499集)	
	315	Ⅱ期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	13			
	316	Ⅱ期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	25	国庫補助	507集	
	317	遺跡南西部	範囲確認 (住宅新築)	19			

第3章 仙台郡山官衙遺跡群の概要

計画	年度	回数	発掘調査地区	調査原因	調査面積 (㎡)	適用	掲載 報告書
補足調査	令和4年度 (2022)	318	遺跡南西部	範囲確認 (住宅新築)	14	国庫補助	507集
		319	Ⅱ期官衙中枢部	範囲確認	200		
		320	Ⅱ期官衙東部	事前調査 (共同住宅建築)	230		
		321	遺跡南西部	範囲確認 (住宅新築)	16	国庫補助	507集
		322	Ⅱ期官衙東辺	範囲確認 (住宅新築)	17		
		323	南方官衙東地区	範囲確認 (住宅新築)	9		
		324	Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	13		
		325	Ⅰ期官衙東辺	事前調査 (水路改修・深さ確認)	7	市関連	
	326	Ⅱ期官衙北部	範囲確認 (住宅新築)	11	国庫補助		
	令和5年度 (2023)	327	遺跡南西部	事前調査 (校舎増築)	17	市関連	516集
		328	Ⅱ期官衙中枢部	範囲確認	225	国庫補助	
		329	Ⅱ期官衙東部	範囲確認 (住宅新築)	97		
		330	南方官衙	事前調査 (水路改修)	119	市関連	
		331	郡山廃寺南西部	事前調査 (共同住宅建築・深さ確認)	2	受託	
		332	Ⅱ期官衙東辺	範囲確認 (住宅新築)	21	国庫補助	
	333	Ⅱ期官衙東辺	範囲確認 (住宅新築)	15			
計		165地区			20,388		
		総計			70,604		

※掲載報告書欄の ○集 は仙台市文化財調査報告書の集数である。
(○集)は調査区位置のみの掲載。



(平成28年修正・都市計画基本図を加工)

図3-20 これまでの調査区

【発掘調査成果のまとめ】

郡山遺跡は『日本書紀』などの文献史料には直接的な記載のない遺跡である。このため遺構の年代、性格や意義については大部分が発掘調査の成果に基づいている。

〈I期官衙〉（図3-21，図3-22）

I期官衙は、材木列^{ざいもくれつ}によって区画されている。方向は真北から東に30～33°程振れており、規模は北東～南西が約600m以上、北西～南東が約300m、面積は約18万㎡以上である。官衙の正面は名取川と広瀬川の合流点方向の南東辺である。なお、外側の材木列は2～4時期の変遷があり、北部から南部へ拡大していった様相が窺える。

官衙の中枢部は一本柱列^{いっぽんぼしられつ}か板塀^{いたべい}により区画されており、規模は北東～南西が約92m、北西～南東方向が約120mである。建物はこの塀に密着するように建てられているため、区画内部は広場状の空地^{くうかんち}となっている。官衙の正面と考えられている南東辺の中央には門が設置されている。なお、中枢部の建物は2時期の変遷が認められている。中枢部の周辺には総柱建物^{そうぼしらたてもの}によって構成される倉庫群^{くわうくうぐん}、掘立柱建物^{ほったてばしらたてもの}と竪穴建物^{たてあなたてもの}による雑舎群^{ざつしゃぐん}、櫓状建物^{やぐらじょう}によって警備された武器関連の工房群^{くわうぼうぐん}、竪穴住居^{いん}が集中する竪穴群^{いんぐん}などがあり、各群が機能によって院を構成していたと考えられる。

これらの院の機能としては、物資の集積、武器や武具の製作・修理、兵士等の人員の集合などが考えられる。なお、官衙全体や中枢部の規模が広いこと、畿内産土師器^{きないさんほじき}の出土などから、律令国家と直結した官人^{かんじん}の派遣される国家的施設であると考えられる。年代は7世紀中ごろから末葉にかけてと推定される。立地からは広瀬川と名取川の河川交通と密接な関係を有していることが窺え、太平洋の海路に直結する重要な拠点であるといえる。従って、この官衙は律令国家によって太平洋沿岸に設置された初期^{じょうき}の城柵^{じょうさく}と考えられ、同時期に日本海側の拠点として設けられた淳足柵^{ぬたりのき}や磐舟柵^{いわふねのき}と対応する城柵と位置付けられる。

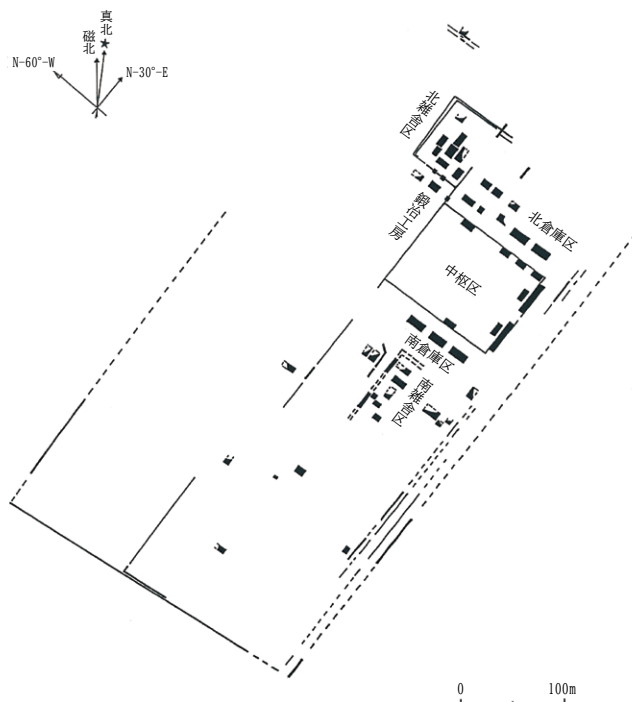


図3-21 I期官衙の遺構模式図

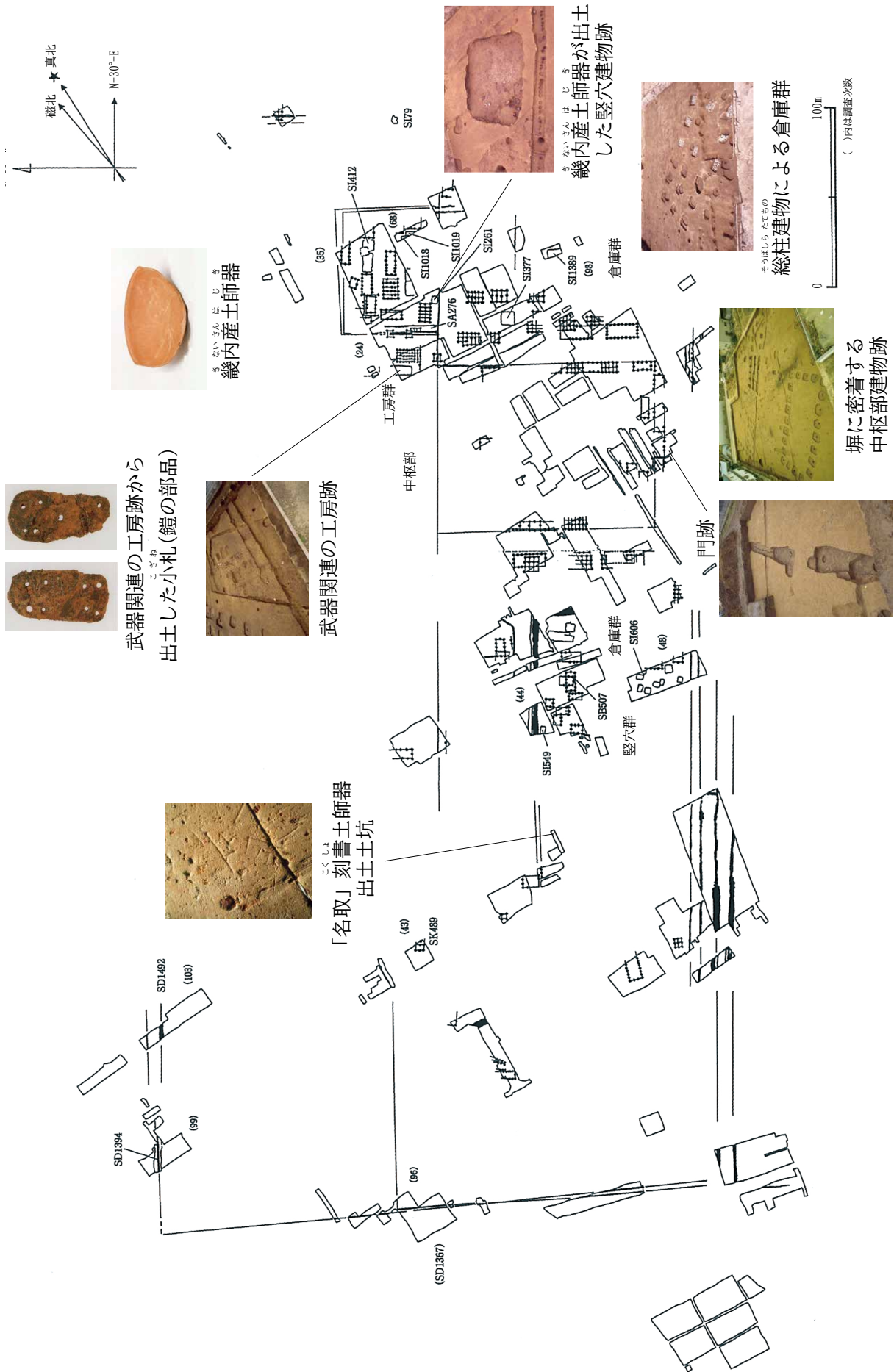


図3-22 I期官衙遺構全体図

〈Ⅱ期官衙〉（図3-26，図3-27）

Ⅱ期官衙は、Ⅰ期官衙を取り壊し、概ね真北方向を基準として造り替えられている。方四町Ⅱ期官衙、南方官衙、寺院西方建物群、寺院東方建物群、郡山廃寺などから構成される。

方四町Ⅱ期官衙の外郭は材木列と大溝、さらにその外側の外溝によって区画されている。材木列は直径約30cmのクリ材を立て並べたもので、東西約425～431m、南北約424mのほぼ正方形で、材木列から約7m外側に幅約3～5mの大溝、大溝の約45m外側に幅約3mの外溝を巡らせている。大溝と外溝との間は空閑地となっている。なお、材木列の南辺中央には門、南西隅と西辺上には櫓状の建物がある。外郭で囲まれた内部の中央やや南よりには中枢部(政庁)がある。正殿と考えられる四面廂の建物は中枢部の北寄りに位置し、その南側には2列の南北棟の建物や東西棟の建物が、中央に広場を持つように「口」字状あるいは「コ」字状に整然と配置されている。これらの建物は大きく2時期の変遷が見られる。正殿の北側には、石敷の広場、石組池、石組溝、床貼りの建物などがある。石組池を中心としたこれらの遺構は、7世紀に都のあった飛鳥の石神遺跡の石組池(図3-23)との比較検討から、蝦夷の服属儀礼が行われた場所であると推定されている。



図3-23 石神遺跡の石組池
(奈良文化財研究所提供)

この方四町Ⅱ期官衙の南にある南方官衙には、正殿と同等かそれ以上の規模の建物、長大な建物などが整然と配置されている。寺院西方建物群は倉庫風の建物が材木塀で区画され、寺院東方建物群は四面廂付建物を中心に小規模な建物で構成されている。

Ⅱ期官衙は、全体の平面形がほぼ正方形であることや中枢部が中央部からやや南に位置する点、官衙の外側に空閑地を巡らすという点で藤原宮(図3-24)の構造と類似していることから、当時最新の宮都であった藤原宮の宮城をモデルに設計されたと考えられる。このような様相から、Ⅱ期官衙は単なる地域の支配拠点としての評衙や城柵ではなく、より重要度が高い多賀城創建以前の陸奥国の国府であったと見られる(※)。造営の年代は7世紀末葉と考えられるが、終末の時期は多賀城創建頃と推定される。南方官衙は8世紀後半頃までは機能していたと考えられる。

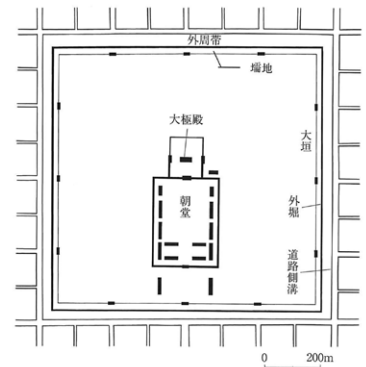


図3-24 藤原宮

(※)国府の出現としては全国的にも最古段階に位置付けられる。

〈郡山廃寺〉（図3-28）

南方官衙の南に位置し、Ⅱ期官衙と同様に概ね真北方向を基準として造られている。材木塀によって区画され、その規模は東西120～125m、南北167mである。材木塀の南辺には八脚門が設けられている。区画内の中央西寄りには講堂跡と推定される基壇跡があり、その北側には僧房と考えられる建物跡が「コ」字状に配置されている。講堂の南側で溝により区画された一画から多量の瓦が出土することから、この付近に瓦葺建物が存在したと考えられ、建物配置か



図3-25 郡山廃寺 軒丸瓦

ら金堂の可能性がある。また、この東側には巨石が出土したとの伝承地があり、塔跡の存在が考えられる。伽藍配置や軒丸瓦(図3-25)の文様から多賀城廃寺の前身となる寺院である。造営の時期はⅡ期官衙と同じ7世紀末葉と推定され、東北地方につくられた伽藍を有する最古段階の寺院であり、終末は南方官衙と同じく8世紀後半頃と考えられる。

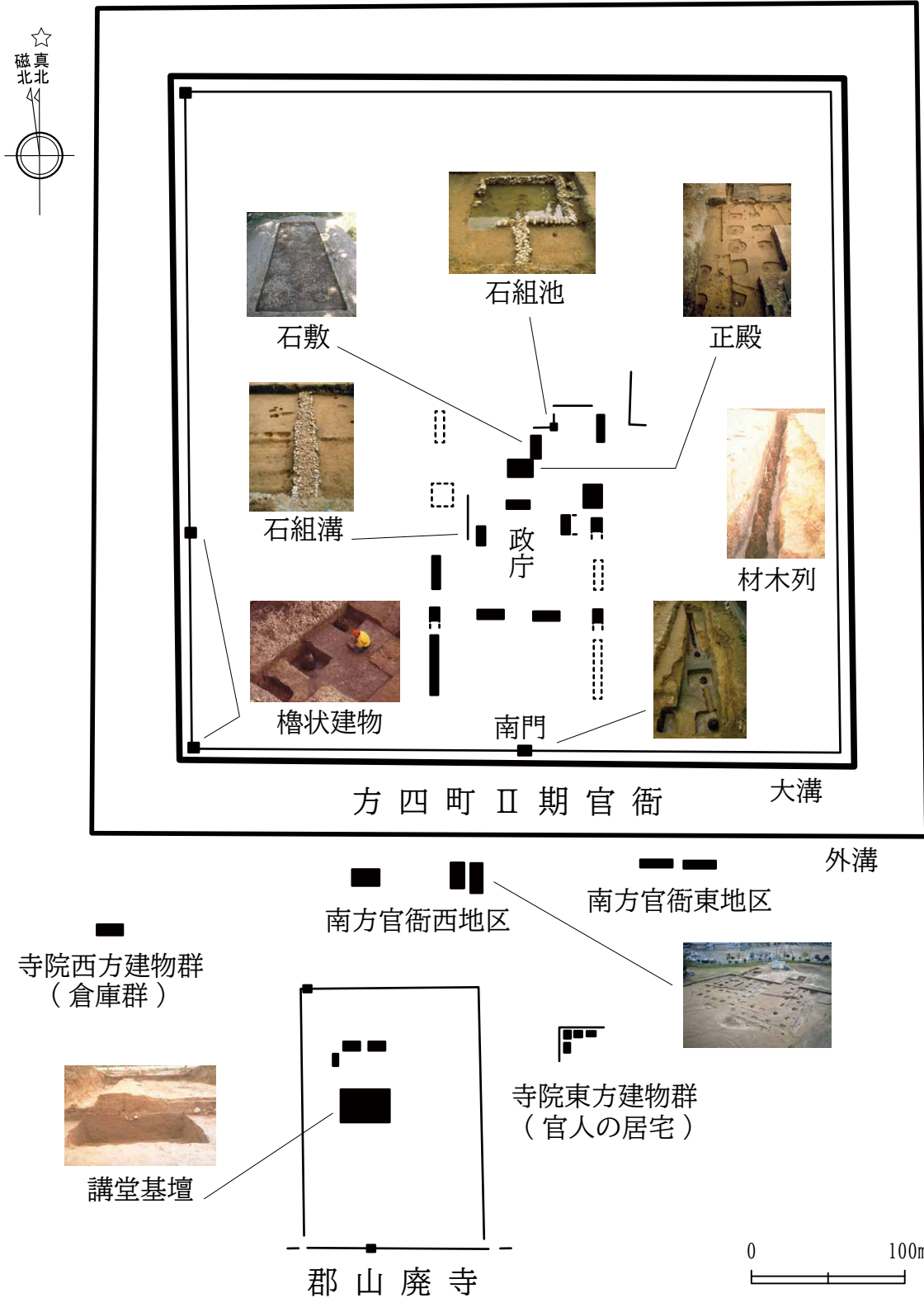


図3-26 Ⅱ期官衙・郡山廃寺の遺構模式図

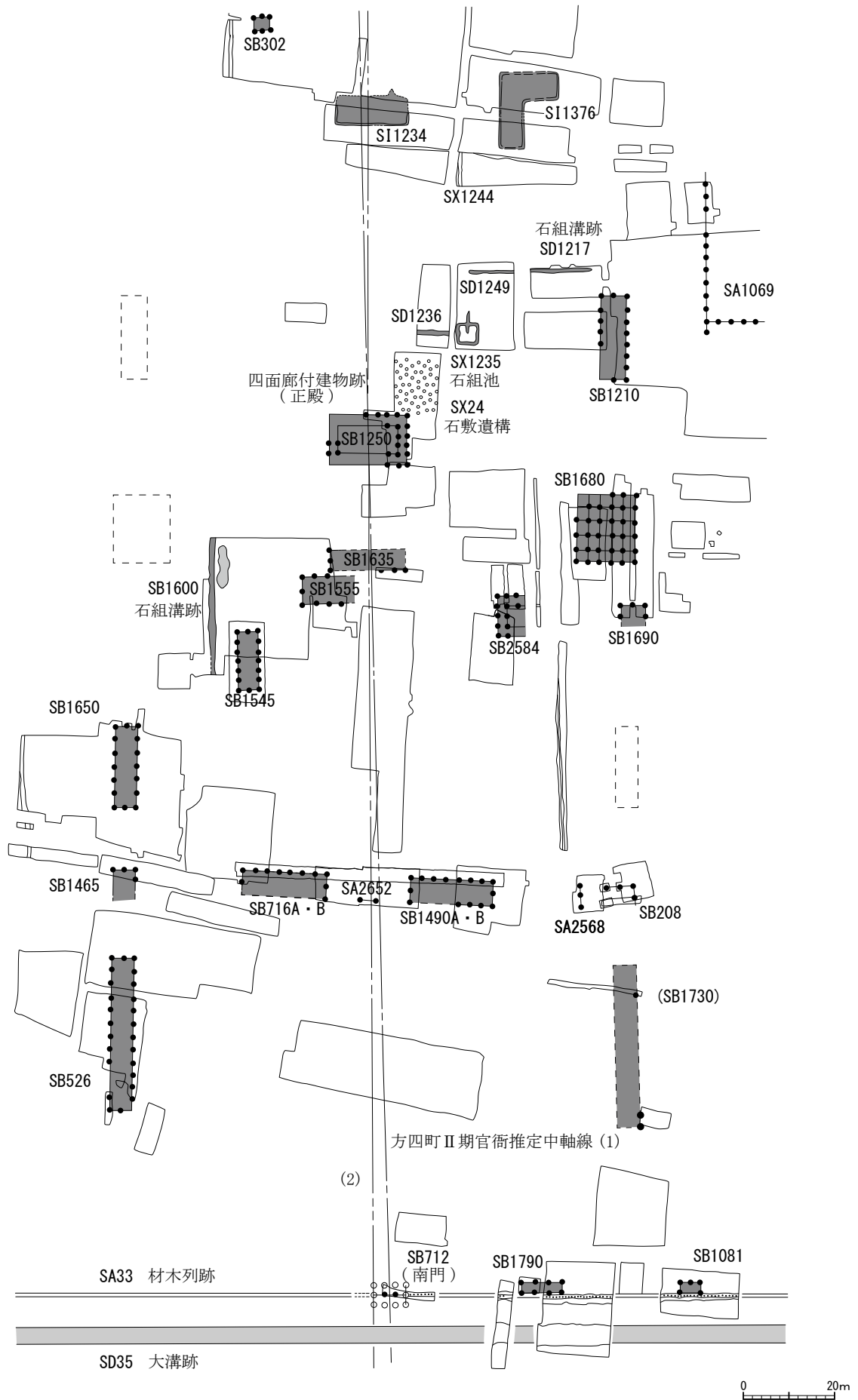


図3-27 II期官衙中枢部遺構全体図

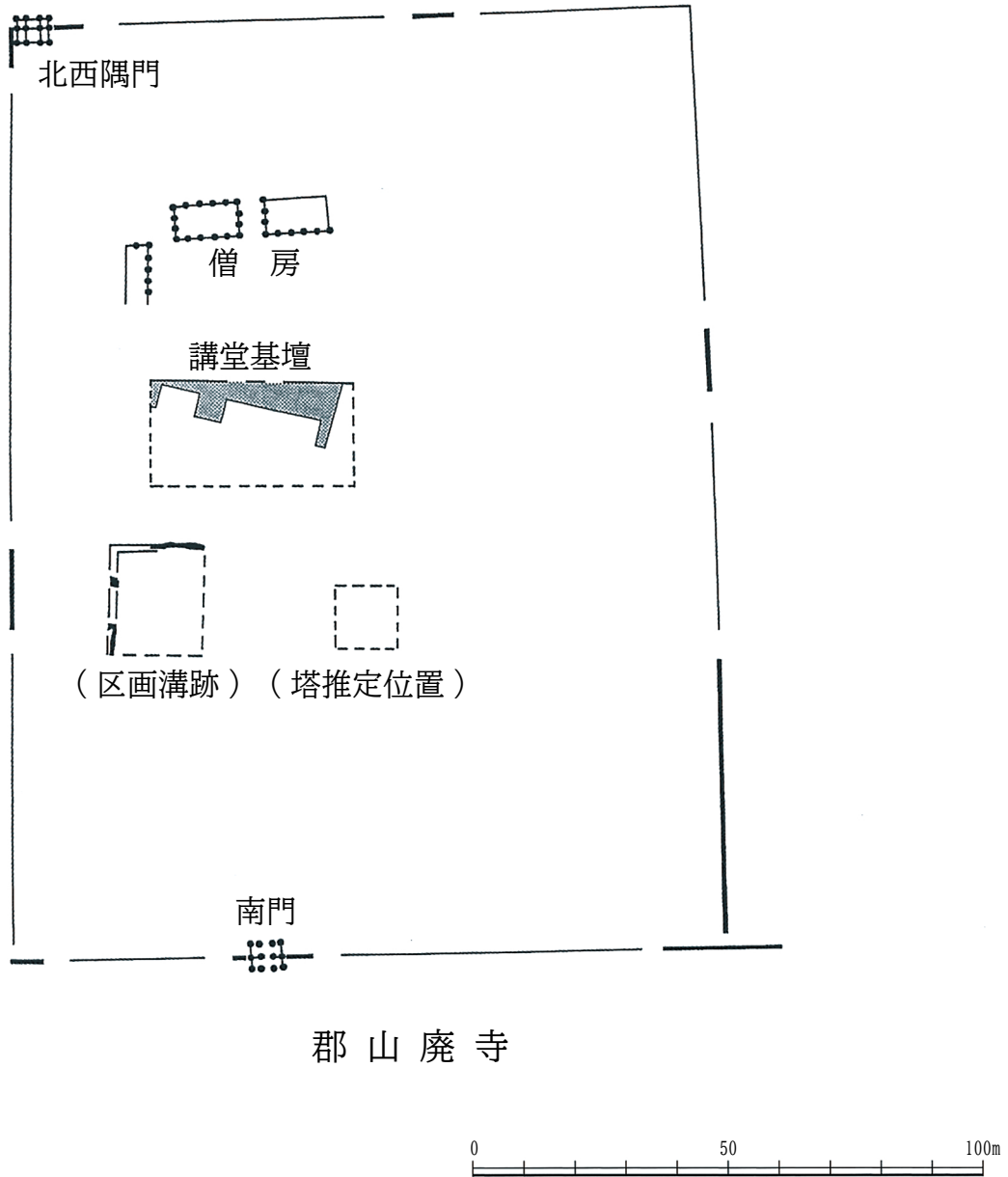


図3-28 郡山廃寺遺構全体図

(2)文献史料等の調査成果

『郡山遺跡発掘調査報告書－総括編(1)－』掲載の、今泉隆雄氏による「付章 古代国家と郡山遺跡」に基づき、文献史料等の調査成果をまとめる(は関連する史料・考古資料等)。

①東北地方における仙台郡山官衙遺跡群の位置付け(図3-29・図3-30)

大化の改新において、地方支配組織はそれ以前の国造制から評制に転換され、さらにその上に国が設置され始める。この全国的な地方支配組織の転換は陸奥の地域にも波及した。評の設置は、国に先行して大化5(649)年から全国的に開始され、評制の施行を受けて孝徳朝のうちに、その上に陸奥国が設置された。郡山遺跡Ⅰ期官衙の土坑から底面に「名取」と刻字した土師器が出土しているが、「名取」を名とするのは、郡名、里名、軍団名、氏の名がある。刻字の「名取」は時期からみて軍団・氏の名ではなく、評名か里名とみられる。評名ならもちろん、里名だとしても、この土器の時期には名取評が成立していたと考えられる。

郡山遺跡は陸奥国の辺境経営に重要な役割を果たしたと思われるが、『日本書紀』には陸奥国よりも越国の辺境経営に関する記事が多く収められている。越では大化3(647)年に淳足柵を造り柵戸を移配し、同4年磐舟柵を造り越と信濃から柵戸を移配した。『日本書紀』には記載はないが、陸奥でも越と同じく同時期にⅡ区に地方官衙(郡山遺跡Ⅰ期官衙)の設置と移民が行われたことが、考古学の成果によって明らかになってきた。

Ⅰ期官衙は7世紀半ばに城柵として設置された。この城柵は蝦夷の地であるⅡ区を主たる対象としⅢ区をも視野に入れ、評の設置による支配領域の拡大と、蝦夷の帰服の拠点として設けられた。

関東系土器の出土から知られるように、城柵設置以前から坂東の移民が送り込まれ、それを基盤に城柵が設けられ、7世紀後半にはⅡ区を主としⅢ区にも坂東から移民が送り込まれた。

Ⅱ期官衙設置時の陸奥国の版図は、Ⅰ・Ⅱ区、Ⅲ区の一部、2'区と考えると、郡山遺跡の位置は少し北に偏しているが、Ⅰ区に対しては内陸部へは東山道、沿岸部へは海道によって連絡し、奥羽山脈を越えた2'区最上・置賜評へは、名取川沿いに西進し笹谷峠を越えて最上評(山形盆地)へ至る道が通じていたと思われる。霊亀2(716)年9月に最上・置賜2郡を出羽国に移管する以前の陸奥国府は、奥羽山脈を隔てて、その東と西の2'区を管轄しなければならない困難さをもっていたが、笹谷峠越えの道を想定すると、実は郡山遺跡はこの時期の国府として好適な位置であった。

国府Ⅱ期官衙の時代の陸奥国の政策的課題は、Ⅲ区における律令制支配の確立であり、Ⅱ期官衙はその政策実現の根拠地の役割を果たした。養老4(720)年の蝦夷反乱によってその支配は深刻な打撃を受け、これに対して新支配体制構築が進められた。それに適合する新国府多賀城が創建されたことで、ここにⅡ期官衙はその役割を終え、終焉を迎えたのである。

◆郡山遺跡との関連が考えられる文献史料

『続日本紀』霊亀元(715)年10月丁丑条に、これ以前から閉村方面の蝦夷が陸奥「国府郭下」に昆布をもって朝貢したと記し、多賀城以前の陸奥国府の存在が史料に確認できる。

また、『続日本紀』養老4(720)年9月丁丑条に、按察使正五位下上毛野朝臣広人が蝦夷の反乱によって殺害されたとあり、郡山Ⅱ期官衙の時期の出来事と考えられる。

こうした記述が直接的に郡山遺跡を指すとは断定できないが、関連が考えられる史料として留意の上、調査を進めていく必要がある。

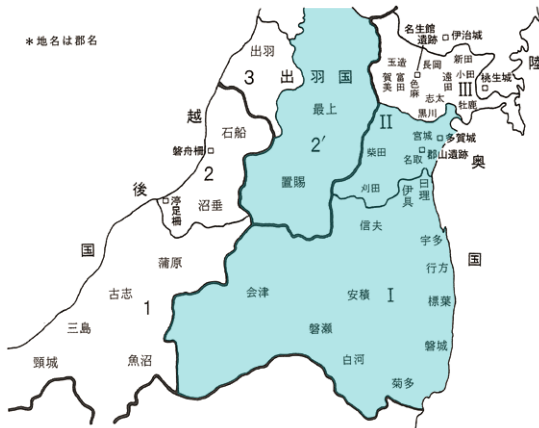


図3-29 7世紀半ば～716年(I期官衙～II期官衙の頃)の陸奥国範囲

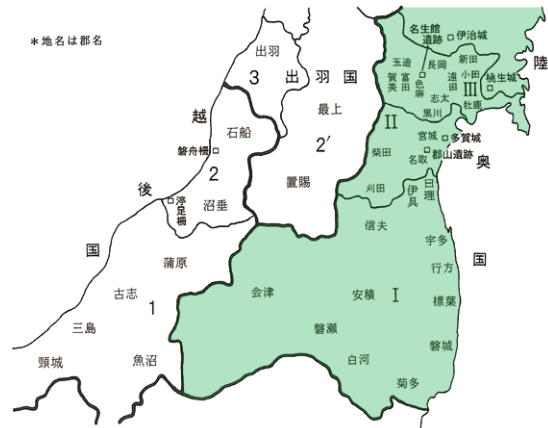


図3-30 716年～(II期官衙末～多賀城の頃)の陸奥国範囲

※718年5月に陸奥国から石城・石背国の2国が分国されたが、短期間のうちに陸奥国へ再併合された。

(※および地図への着色は本計画引用に際して追加した)

◆出土土器からみる他地域との関わり

◇郡山遺跡における「他地域の特徴を示す土器」の出土

郡山遺跡や隣接する長町駅東遺跡・西台畑遺跡では、「関東地方の特徴を示す土師器」が出土しているが、その傾向として、関東地方の東側(現在の茨城県や千葉県)の特徴を示すものの出土から、西側(現在の群馬県南部や埼玉県)の特徴を示すものの出土への変化が認められる。これは、河川の合流点方向を正面とするI期官衙から、真北方向を基準とするII期官衙への変化と合わせて考えると、I期官衙の時期における、関東地方の東側から福島県沿岸部を中継した海路でのルートから、II期官衙の時期とみられる東山道建設による陸路でのルートへの変化を反映している可能性が考えられる。郡山遺跡は古代国家成立に関わる海路から陸路への物流ルートの変化を知る上でも、大きな意義を有していると考えられる。

また、郡山遺跡(第19次調査)や、隣接する西台畑遺跡(第1次調査)では、少量ながら「北東北の特徴を示す土師器」が出土しており、東北地方における広範囲な人・モノの移動についても窺える。

◇相ノ原遺跡における「名取」墨書土器の出土

名取川中流域の仙台市太白区坪沼に位置する相ノ原遺跡は、縄文時代の土坑や平安時代の竪穴住居跡などがみついている遺跡であるが、そのうち平安時代の竪穴住居跡1軒から「名取」と墨書された9世紀中頃とみられる土師器坏が見つかり、この地が名取郡に属していた可能性が考えられる。郡山遺跡の年代とは隔たりがあるが、相ノ原遺跡が所在する太白区坪沼周辺は、名取川下流域の郡山遺跡から笹谷峠へと至る山あい(山あい)に位置しており、郡山官衙が機能していたころの山形方面への移動ルート・支配領域を考える上でも、参考になる事例と考えられる。

②律令国家と仙台郡山官衙遺跡群のかかわり

【石神遺跡の機能と仙台郡山官衙遺跡群】

石神遺跡は飛鳥寺寺域の西北隅に接して位置し(図3-31)、7世紀半ば～8世紀前半の年代で、A～D期の遺構が重複している。方形石組池があるのはA期とB期であるが、そのうちA-3期が最も整備され、須弥山石と呼ばれる須弥山をかたどった石製の噴水施設が出土していることから、『日本書紀』齊明紀にみえる須弥山の園池に当たると考えられている。ここでは朝貢してきた蝦夷などの服属儀礼が行われたとみられる。

Ⅱ期官衙と石神遺跡の2つの方形石組池は、平面規模こそ差があるが、裏込めの工法や石組にしていることなど、浄水を貯めるための構造という点で共通しており、両者は同じ用途に用いられたものと考えられる。その際、Ⅱ期官衙政庁と石神遺跡で行われた共通のことは、蝦夷の服属儀礼であろう(※)。蝦夷は遅くとも7世紀半ばから毎年都と国府・城柵などの地方官衙に朝貢し、天皇に服属することを誓約する服属儀礼を行ったと考えられるが、都での蝦夷・隼人などの服属儀礼は、7世紀と8世紀では、行う日時、場所、性格を変えたとみられる。7世紀には日時を定めず神聖な場で行い、天皇への服属を神聖なるものに誓約する呪術的な性格だったものが、8世紀には大極殿・朝堂で行う元日の朝賀に参列して、天皇に直接誓約する儀礼的な性格のものに変化したとみられる。並行して、7世紀に蝦夷等の服属儀礼が行われた場所は、齊明朝においては須弥山の園池であったものが、天武・持統朝においては飛鳥寺西の齋槻の広場に変化したと考えられる。その際、齊明朝の須弥山の園池における服属儀礼が神聖なものであるとすれば、そこに設けられた石組池は、儀礼を行う前に心身を清める禊に用いられたと考えられる。また、齋槻は神聖なケヤキで、飛鳥寺の西にあった大槻の下が、天武朝には儀礼場として整備されたと考えられる。

蝦夷等の服属儀礼が7世紀型から8世紀型に変わったのは、大宝元(701)年元日の朝賀からと考えられる。そのため、持統8(694)年12月藤原宮への遷宮以降も文武4(700)年までは、飛鳥の齋槻の広場で服属儀礼が行われていたと考えられる。

(※)現在までに、飛鳥地方以外において方形石組池が発見された例は郡山遺跡に限られており、国家北辺における地域支配の特徴や展開過程が窺える。

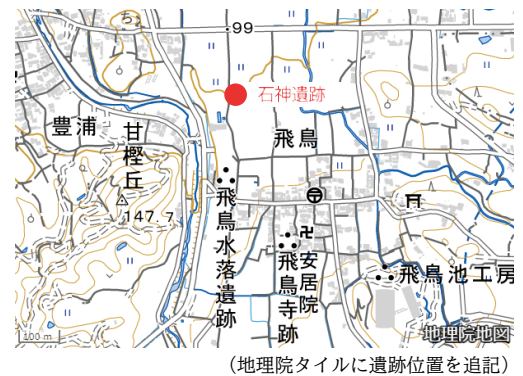


図3-31 石神遺跡の位置

◆石神遺跡における「東北地方の土器」の出土

石神遺跡では、郡山遺跡出土の土器と形状や調整方法が類似した土器が出土しており、その大半が飛鳥浄御原宮期(672～694年)から藤原宮期(694～710年)の飛鳥地方の土器とともに出土している(土橋2020)。そのような東北地方の特徴を持つ土器は、『日本書紀』持統2(688)年12月12日条「飛鳥寺西槻下に蝦夷男女213人を饗し、冠位を授け、物を賜う」などの記述にみられる、天武・持統朝において行われた服属儀礼や饗応の際に、東北地方から参加した蝦夷が持ち込んだものと考えられる。

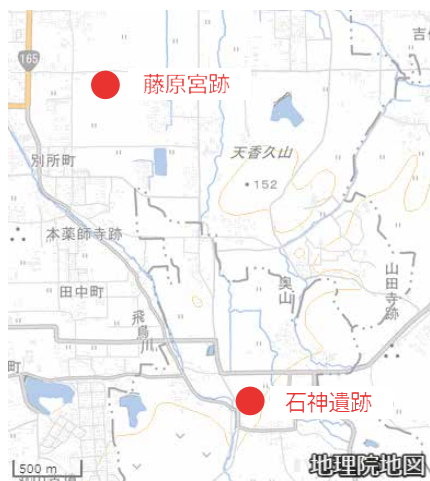
直接的な往来があったかは不確定であるが、仙台郡山官衙遺跡群は東北地方の拠点として、古代における広域な地域間交流に関わっていたことが考えられる。

【藤原宮の構造と仙台郡山官衙遺跡群】

藤原京は持統8(694)年12月～和銅3(710)年3月の16年間の宮都であり、まだ京域は確定していないが、はじめて条坊制がしかれ、宮城が設けられた最初の律令制宮都と位置づけられている(図3-32)。Ⅱ期官衙はこの藤原宮の宮城と構造の面で共通点が指摘できる。すなわち、Ⅱ期官衙の官衙域と藤原宮の宮城域の平面形がいずれもほぼ正方形で、かつ中枢となる政庁と大極殿・朝堂が、官衙域の南北中軸線上の中央部から南部に位置する点である。宮都の歴史を見ても、正方形の宮・宮城とその中央部に中枢施設が位置する構造は、藤原宮に始まると考えられる。

藤原宮では大垣の外に、外堀と大路側溝という二重の溝、その間に埴地と外周帯という二重の空間帯をめぐらしている(図3-33)。このような大垣外の構造は藤原宮に特有なものである。Ⅱ期官衙では、外郭の材木列塀の外に埴地を隔てて大溝、その外に空閑地を隔てて外溝を巡らし、藤原宮と同じく、外郭の外が二重に堀と空間帯をめぐらす構造になっている。

Ⅱ期官衙と藤原宮が、全体のほぼ正方形の平面形と中枢部の位置、外郭の構造の点で共通することから、両者は設計の上で関係があったと考えられ、宮城である藤原宮をモデルとして国家の北辺に位置するⅡ期官衙が設計されたとみられる。Ⅱ期官衙が藤原宮をモデルに設計されていることは、Ⅱ期官衙の性格、および造営年代を考える上で重要なことである。



(地理院タイルに遺跡位置を追記)

図3-32 藤原宮の位置



図3-33 藤原宮模型写真(檀原市提供)

◆藤原宮をモデルとした地方官衙

福岡県行橋市に所在する福原長者原官衙遺跡(平成29年国史跡に指定)は、7世紀末から8世紀中頃にかけて営まれた地方官衙の政庁跡で、九州最大級の規模や形態の特徴から、豊前国あるいは九州全域の統治にも関わった官衙の中枢施設であった可能性が指摘されている。

福原長者原官衙遺跡のⅡ期政庁においても、空閑地が設けられていることから、藤原宮にならった設計だと考えられており、仙台郡山官衙遺跡群との関係から、古代国家が日本列島の東と西で中央の権威を示そうとした構想が指摘されている(行橋市教育委員会2019)。



(地理院タイルに遺跡位置を追記)

図3-34 関連遺跡位置図

③古代における国際情勢と仙台郡山官衙遺跡群のかかわり

『日本書紀』には齊明4(658)年から齊明6(660)年にかけて、阿倍比羅夫が船団を率いて日本海沿岸に沿って北征したことに関する詳細な記事が載せられているが、その齊明5(659)年の第2回遠征後に道奥国司が越国司とともに褒章・叙位されていることや、『常陸国風土記』香島郡条にみえる、天智朝に覓国のために船が建造されていることなどからみて、陸奥国でもこの比羅夫の北征と同じ頃に太平洋沿岸沿いに船団による北征が行われた可能性がある。齊明朝の北方遠征については、北海道の渡島蝦夷やその北方の肅慎等北方諸集団との関係を築くと共に、国際情勢の緊迫化の中で、国土の北部と大陸の地理的関係を明らかにする地理的探索・探検の意味もあったと考えられる。7世紀半ばの東アジアの国際情勢についてみると、推古26(618)年に建国した唐が強大な帝国を建設して東アジア諸国に政治的・軍事的な圧力を加え、一方朝鮮半島では高句麗・百濟・新羅の3国が鼎立して対立・抗争していた。唐帝国の外圧の中で生き残っていくために朝鮮3国、倭は国制改革に取り組んでいる。大化の改新の原因の1つはこの外圧とみられ、対外関係は改新政府の大きな課題であったと考えられる。I期官衙はこのような国際関係の中で、北方世界との関係を構築するための拠点として、役割を担わされていた。

◆仙台郡山官衙遺跡群と東アジアのかかわり

◇朝鮮半島とのかかわり

郡山遺跡では、新羅の硯を模したとみられる円面硯の破片が見つかっている(第35次調査)。

また、石神遺跡や郡山遺跡の石組池と平面形が類似した石組の方池が韓国でも見つかっているが、韓国の方池は底面に敷石がなく、蓮を植えて鑑賞した池と位置づけられており、日本の石組の方池とは用途が異なるため、系譜関係には検討が必要とされる(高瀬2001)。

◇古代東アジアの都城研究と郡山遺跡

郡山Ⅱ期官衙のモデルとなった藤原宮は日本最初の中国風の都城として造営された宮城であり、中国・朝鮮半島・日本といった古代東アジアにおける都城研究に重要な役割を果たしている。藤原宮との関係において、仙台郡山官衙遺跡群も古代国家形成期における東アジアとの国際交流や文化伝播を考える上で貴重な遺跡と言える。

◇仏教文化の伝播と郡山遺跡

『日本書紀』持統3(689)年正月3日条には、陸奥国優嗜曇郡の城養蝦夷らに出家を許すとあり、同7月1日条には、陸奥の蝦夷の僧に仏像・鐘・香炉・幡等を与えたという記述がみられるなど、当時の陸奥国内における仏教の広がり的一端が伺えるが、その過程で郡山廃寺は重要な役割を果たしたと想定される。また、郡山廃寺は、東北地方につくられた伽藍を有する最古段階の寺院であり、伽藍配置において、多賀城廃寺(陸奥国府多賀城の付属官寺)や筑紫観世音寺(大宰府の付属官寺)との共通性が指摘されている。日本国内における仏教文化の伝播を考える上で重要な役割を果たすだけでなく、東アジア地域における仏教文化の広がりという観点や、寺院の造営に伴う様々な技術(建築・造瓦・工芸など)の伝播を考える上でも重要である。

表3-2 古代史年表

時代	西暦	年号	陸奥国関係古史	日本の主な出来事
飛鳥時代	630	舒明 2		第1回遣唐使派遣
	637			上毛野君形名を將軍に任じ、蝦夷を討つ
	645	大化 1		乙巳の変（大化改新）が始まる
	647	3	淳足柵(新潟県)を造る	
	648	4	磐舟柵(新潟県)を造る	
	649	5		全国で評が建てられる
	652	白雉 3		難波長柄豊碕宮が完成
	653	4	石城評が建てられる	遣唐使派遣, 道昭入唐
	655		※この頃までに道奥国が建国される	
	658~60			7月 難波宮で越・陸奥の蝦夷を撃つ 阿倍比羅夫, 日本海沿岸を北上する大航海を行う
	659	3月	道奥・越の国司・郡領に位を授ける	3月 甘樫丘東の川原に須彌山を造り, 陸奥と越の蝦夷を撃つ
	660	7月	遣唐使が陸奥の蝦夷男女2人を同道する	
	663		※この頃、覓国(くにまぎ)のため陸奥国石城船造に大船を作らせる	5月 石上池のほとりに須彌山を造り肅慎を撃つ 白村江の戦い
	672			壬申の乱
	682	3月	陸奥国の蝦夷に位を授ける	天武天皇, 新城に行幸 宮室の地を定める
	684			
	685			3月 諸国の家ごとに仏舎を造らせる
	686	朱鳥 1		9月 天武天皇崩御
	688			12月 飛鳥寺西槻下に蝦夷男女213人を撃つ, 冠位を授け, 物を賜う
	689	1月	陸奥国慶晴郡の城養蝦夷らに出家を許す	
	690	7月	陸奥の蝦夷の僧に仏像・鐘・香炉・幡等を与える	1月 持統天皇即位 12月 藤原京に都を遷す
	694			
	697	10月	陸奥の蝦夷が藤原宮に朝貢する	
	698	10月	陸奥の蝦夷が藤原宮に朝貢する	
	701	大宝 1	3月 凡海鹿鎌を陸奥に派遣し, 金を精錬させる	8月 大宝律令完成する
	702	2		6月 遣唐使栗田真人ら出発す
	704	4		4月 諸国の印を鑄る 7月 栗田真人帰朝
705	2	※日本文徳天皇実録によればこの年に陸奥国蝦夷が反乱を起こす		
708	和銅 1	越後国に出羽郡を置く		
709	2	3月 越後の蝦夷征討に際し, 陸奥国にも鎮東將軍を派遣する		
710	和銅 3		3月 平城京に都を遷す	
712	5	9月 出羽国を置く		
713	10月	陸奥国管内の最上・置賜二郡を出羽国に移すことを命ず		
715	12月	陸奥国に丹取郡を建てる		
715	1月	元日朝賀において陸奥・出羽の蝦夷等が特産物を進上する		
	5月	相模, 上総, 常陸, 上野, 武蔵, 下野の富民1000戸を陸奥国に配す		
霊亀 1	10月	陸奥国香河村, 閉村に郡家を建てる		
716	2	9月 陸奥国管内の最上・置賜二郡を出羽国に移す		
717	3			
718	養老 2	5月 陸奥国から石城, 石背の二国を分置する		
720	4	9月 陸奥国の蝦夷反乱し, 按察使上毛野廣人を殺す。持節征夷將軍多治比縣守らを派遣する		
721	5	8月 出羽国が陸奥按察使の管轄下とされる		
		柴田郡の二郷をさき刈田郡を置く		
722	6	8月 諸国より柵戸1000人を陸奥鎮所に配する	閏4月 壺田百万町歩の開墾を計画する	
724	神亀 1	3月 陸奥国の海道蝦夷反し, 大掾佐伯屋麻呂を殺す	2月 聖武天皇即位	
		4月 海道蝦夷を征するため, 持節大將軍藤原守らを派遣する		
		※多賀城碑によればこの年に多賀城を置く		
728	5	4月 新たに白河軍団を置き, 丹取軍団を改めて玉作軍団となす		
730	2	1月 陸奥国の田夷村に郡家を建てる(遠田郡の設置)		
737	9	1~4月 多賀城から出羽柵への直路開通事業(雄勝村の手前で中止)		
741	13		2月 国分寺創建の詔	
749	天平勝宝 1	1月 陸奥国小田郡より初めて黄金を貢する		
760	天平宝字 4	1月 雄勝城, 桃生柵の造営が終る		
762	天平宝字 6	12月 多賀城の改修工事を完了し, 多賀城碑が建てられる		
767	神護景雲 1	10月 伊治城の造営終る		
		10月 陸奥国に栗原郡を置く		
774	宝亀 5	7月 陸奥国の海道蝦夷, 桃生城を侵し, その西郡を敗る		
784	延暦 3	3月 伊治皆麻呂, 按察使紀広純らを殺し多賀城を襲撃	11月 長岡京に都を遷す	
794	延暦 13			
802	21	1月 胆沢城が造営される	10月 平安京に都を遷す	

郡山Ⅱ期官衙

3 指定の状況

【指定告示】 仙台郡山官衙遺跡の史跡指定，追加指定に係る官報告示は以下のとおりである(横書き用に表記の一部を改め)。

○文部科学省告示第百十一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十九条第一項の規定により，次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成十八年七月二十八日 文部科学大臣 小坂 憲次

名称	所在地	地域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麩寺跡	宮城県仙台市太白区 郡山二丁目	11番20
	同 郡山三丁目	121番3, 122番, 123番, 123番1, 123番2, 124番1, 124番2, 124番3, 124番4, 127番1のうち実測760.78㎡, 127番2, 127番3, 127番10のうち実測720.50㎡, 127番11のうち実測107.75㎡, 127番12, 127番15, 127番16, 127番18, 127番22, 127番23, 209番1, 209番2, 210番, 211番
	同 郡山五丁目	1番4, 1番12, 3番, 6番, 7番1, 8番, 9番, 10番, 14番, 25番13, 31番1, 38番2のうち実測1.63㎡, 38番3, 39番1, 39番2, 40番2, 41番, 42番12, 44番, 45番, 47番, 50番2, 51番, 52番2のうち実測7.03㎡, 57番のうち実測5484.82㎡, 59番2, 61番1, 62番, 63番1, 150番12
同 郡山六丁目	212番1, 212番5, 216番, 217番, 218番, 219番 右の地域に介在する道路敷及び水路敷，宮城県仙台市太白区郡山五丁目44番に北接する道路敷，同郡山五丁目4番と同5番に北接する水路敷，同郡山六丁目216番と同221番7に挟まれ同219番と同221番24に挟まれるまでの水路敷を含む。 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては，地域に関する実測図を宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	

○文部科学省告示第百九号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十九条第一項の規定により，次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成十九年七月二十六日 文部科学大臣 伊吹 文明

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麩寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号	宮城県仙台市太白区 郡山三丁目 同 郡山五丁目	128番31 2番, 4番, 5番11番, 12番, 13番, 19番1

○文部科学省告示第十七号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十九条第一項の規定により，次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので，同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日 文部科学大臣 高木 義明

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麩寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号及び平成十九年文部科学省告示第百九号	宮城県仙台市 太白区郡山 三丁目	126番2のうち実測209.27㎡, 126番5のうち実測30.78㎡ 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては，地域に関する実測図を宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百四十三号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日 文部科学大臣 林 芳正

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号, 平成十九年文部科学省告示第百九号及び 平成二十三年文部科学省告示第十七号	宮城県仙台市太白区 郡山三丁目	127番13

○文部科学省告示第百三十一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和二年十月六日 文部科学大臣 萩生田 光一

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号, 平成十九年文部科学省告示第百九号, 平成二十三年文部科学省告示第十七号及び 平成二十九年文部科学省告示第百四十三号	宮城県仙台市太白区 郡山五丁目	30番1

○文部科学省告示第百四十四号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和四年十一月十日 文部科学大臣 永岡 桂子

上 欄		下 欄	
名 称	関 係 告 示	所 在 地	地 域
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山麿寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号, 平成十九年文部科学省告示第百九号, 平成二十三年文部科学省告示第十七号, 平成二十九年文部科学省告示第百四十三号 及び令和二年文部科学省告示第百三十一号	宮城県仙台市太白区 郡山五丁目	31番6

【指定説明】 仙台郡山官衙遺跡に係る指定説明・追加指定説明は以下の通りである(横書き用に表記の一部を改め)。

平成18年7月28日指定 説明
<p>仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。名取川とその支流広瀬川に挟まれた標高約10mの自然堤防上に立地し、東北地方の政治・軍事の拠点、多賀城跡からは南西約13kmの地である。古くから瓦類の出土により寺院と推定されていたが、昭和54年に民間開発に伴う発掘調査で多量の土器や掘立柱建物などが発見されたことから、翌年以降、仙台市教育委員会により発掘調査が継続されてきた。</p> <p>発掘調査の結果、遺跡は多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末ころに全面的に改修さ</p>

れ、八世紀前半まで営まれたことが判明した。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっており、Ⅰ期官衙とⅡ期官衙と通称されている。

Ⅰ期官衙は東西約300m、南北約600mの規模をもつ。建物等の施設の方位は約30～40度東偏しており、これら全体の周囲は材木列(丸太材を立て並べた塀)と溝で区画されている。この中に材木列などに区画されたいくつかの施設が存在する。中枢部は東西90m、南北120mの規模をもち、区画に沿って建物が配置され、中央は広場となり、東辺に門を開く。この周囲に総柱建物の倉庫群や掘立柱建物と竪穴住居が併存する雑舎群、鍛冶工房と推定される竪穴住居などがある。

Ⅱ期官衙はⅠ期官衙の諸施設を全面的に撤去して同じ場所に造営された。方位を北に合わせて材木列と大溝で区画された方四町の規模をもち、その外側に空閑地を挟んで外溝を巡らせている。この南側に郡山廃寺跡が計画的に配置される。区画南辺に門、南西隅と西辺上には櫓状建物が確認される。官衙のほぼ中央に正殿と推定される桁行八間、梁行五間、面積約190㎡の大型の四面廂付建物があり、その北に石敷き、方形石組池、石組溝などの特徴的な遺構からなる空間がある。このほか、正殿の東西に南北棟建物と総柱建物が一列に配置される。

郡山廃寺跡は東西120m前後、南北167mの規模で材木列で区画された中に講堂、金堂、塔、僧房などの存在が推定される。軒瓦は多賀城と同系統である。官衙の南方や郡山廃寺跡の東西にも大型建物が確認されており、関連した施設が広く展開していたことがわかる。

仙台郡山官衙遺跡群は七世紀半ば大化改新のころに成立し、奈良時代前半に造営された多賀城の成立期前後まで営まれていた。東北地方北半は奈良時代半ばころまで中央政府の支配が及ばない地域であり、多賀城は陸奥国府で奈良時代の鎮守府であった。『日本書紀』によれば、大化三年(647)に日本海側の越国に淳足柵ぬたりのきが、翌年に磐舟柵いわふねのきが造営された。これとほぼ同時に成立した本官衙遺跡は、規模、構造、経営年代からみて太平洋側の陸奥における城柵、官衙遺跡で、陸奥地域の統治を行う施設と考えられる。このように本遺跡群は古代国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点施設と国家北辺における地域支配の展開過程の具体的様相を知るうえで欠くことのできない貴重なものである。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(『月刊文化財平成18年(2006)8月 515号』より引用)

平成19年7月26日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立したのち七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初は東西約300m、南北約600mの規模で約30～40度東偏し、官衙全体の周囲を材木列と溝で区画する。この中に材木列などに区画された施設を配する。改修後は同じ場所に方位を北に合わせて材木列と大溝で区画された方四町の規模をもつ。この南側に講堂、金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。官衙のほぼ中央に正殿と推定される大型の四面廂付建物があり、その北に石敷き、方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。

仙台郡山官衙遺跡群は、規模、構造、経営年代からみて太平洋側の陸奥地域の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における東北地方支配の展開過程を知るうえで欠くことのできない貴重なものである。このたび、条件の整った部分を史跡に追加し保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財平成19年(2007)9月 528号』より引用)

平成23年2月7日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初の官衙は、材木列と溝からなる短辺約300m、長辺約600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約30から40度東偏する。改修後の官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎もやの四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷きおよび方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。

このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代から見て陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で欠くことのできない貴重なものであり、平成十八年に指定され、平成十九年に追加指定された。今回は、条件の整った部分を史跡に追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財平成23年(2011)2月 569号』より引用)

平成29年10月13日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝ぞいもくれつからなる短辺約300m、長辺約600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約30～40度東偏する。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷及び方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。

このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知るうえで重要であることから、平成十八年に史跡に指定され、同十九年、二十三年にも追加指定が行われた。今回、Ⅱ期官衙中枢部の北東部の一角を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財平成29年(2017)9月 648号』より引用)

令和2年10月6日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝ぞいもくれつからなる短辺約300m、長辺約600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約30～40度東偏する。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎もやの四面に廂ひましの付く大型の掘立柱建物

があり、その北側には石敷き及び方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で重要であることから、平成十八年に史跡に指定され、同十九年、二十三年、二十九年にも追加指定が行われた。今回、Ⅱ期官衙中枢部の南部を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財令和2年(2020)9月 683号』より引用)

令和4年11月10日追加指定 説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後で施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝からなる短辺約300m、長辺約600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、真北から約30～40度東に振れている。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北を中軸とするようになる。官衙域のほぼ中央に、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、正殿と推定される。その北側には石敷及び方形の石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で重要であることから、平成十八年(2006)に史跡に指定され、同十九年・二十三年・二十九年、令和二年(2020)に追加指定が行われた。今回、条件の整った、Ⅱ期官衙外郭南門付近の範囲を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財令和4年(2022)9月 708号』より引用)

【管理団体】

史跡名称 仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡
 指定年月日 平成19年1月17日(文化庁告示第2号)
 管理団体名 宮城県仙台市
 根拠法令 文化財保護法第113条第1項及び第172条第1項
 指定告示 ○文化庁告示第二号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第百十三条第一項及び第七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の管理団体として、それぞれ同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成十九年一月十七日

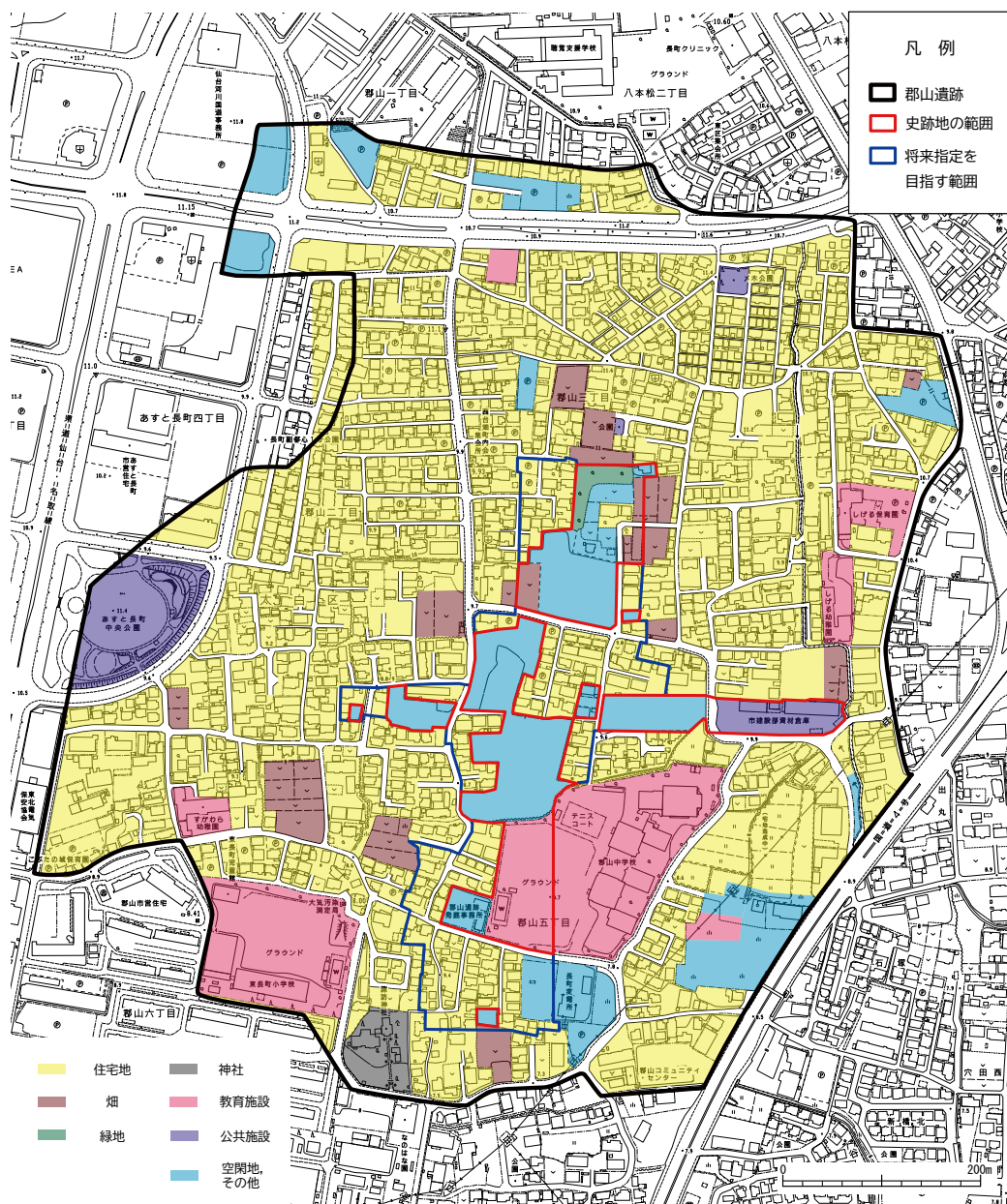
文化庁長官 近藤 信司

上 欄		下 欄
名 称	指定告示	地方公共団体
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号	仙台市(宮城県)

4 史跡地の状況

郡山遺跡全体の現況は、ごく一部に農地が点在するが、近年は急速に宅地化が進み、その面積はわずかになってきている(図3-35・図3-36・図3-37)。また、近年多発する地震災害等への備えから、遺跡に影響を及ぼす深い基礎構造の住宅が増加するとともに、平成25(2013)年の遺跡西側隣接地における「仙台市あすと長町土地区画整理事業」の完了に伴い、地域全体の開発が進んでいる。

仙台郡山官衙遺跡群の現状は、史跡地のうち46.50㎡が国有地、42,256.76㎡が市有地、3,134.81㎡が民有地となっている(図3-38)。国有地は空閑地である。市有地は仙台市立郡山中学校用地(校庭)と本市建設部局の倉庫等用地のほか、史跡指定・追加指定(図3-39)に伴い公有化した箇所については空閑地となっている。民有地は、これまでの調査において、政庁域とされている部分の個人所有地で住宅地及び農地となっている。



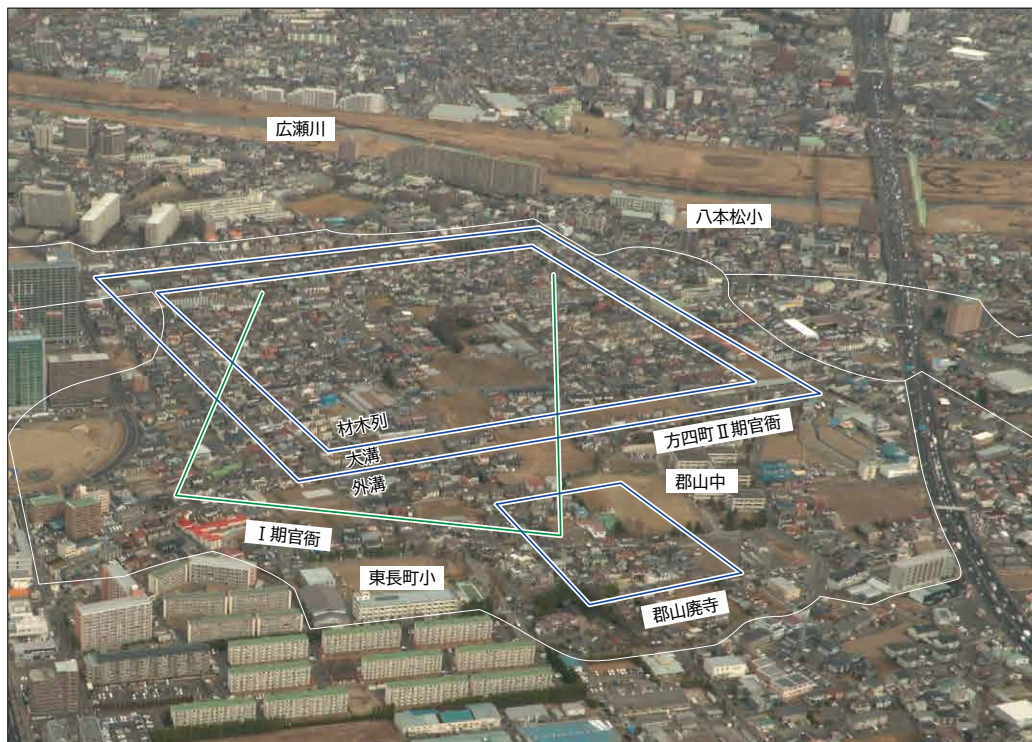
(平成28年修正・都市計画基本図を加工)

図3-35 史跡地及び周辺の土地利用 (令和6年1月時点)



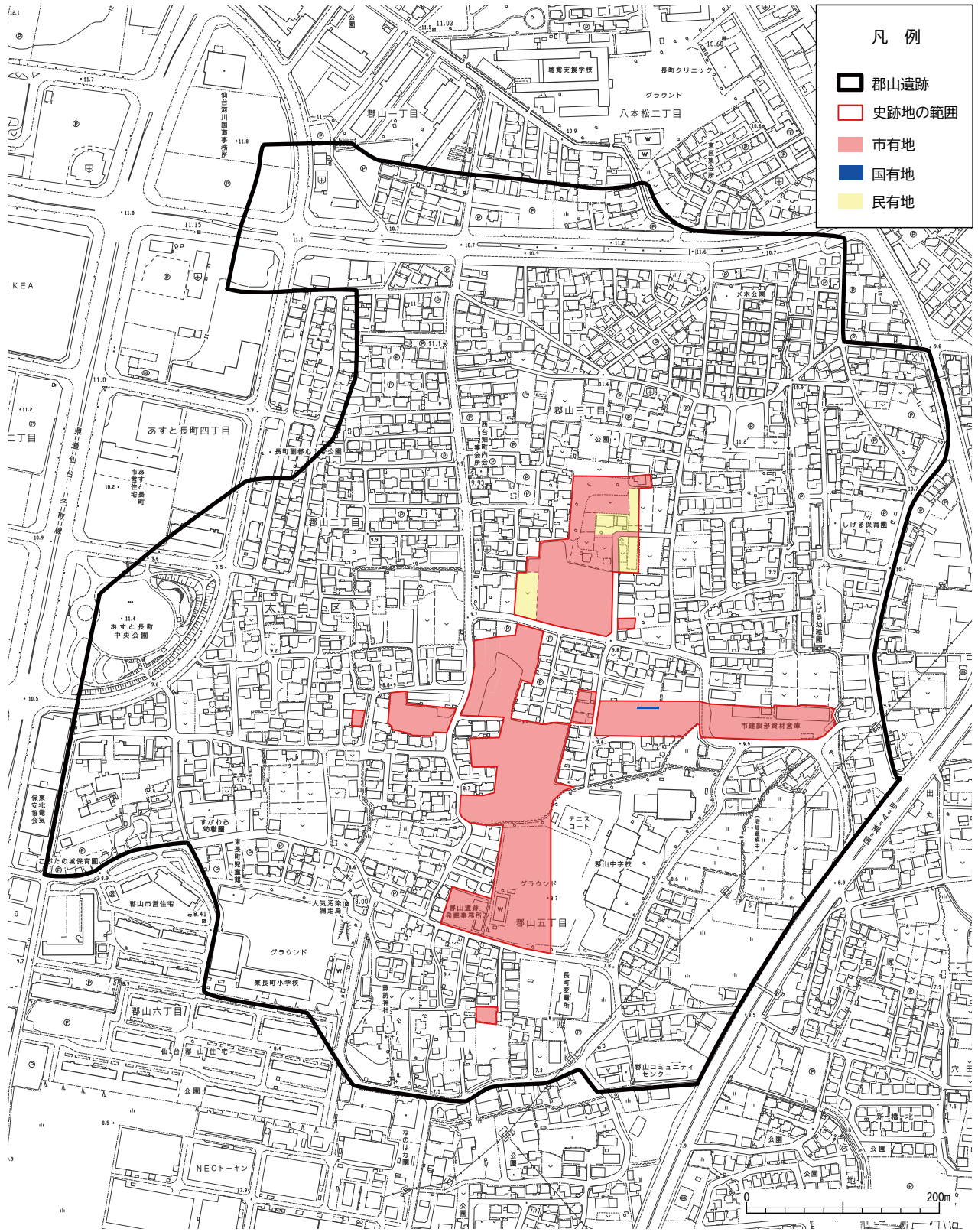
国土地理院撮影の空中写真(令和元年撮影)に遺跡範囲等を追記

図3-36 郡山遺跡航空写真



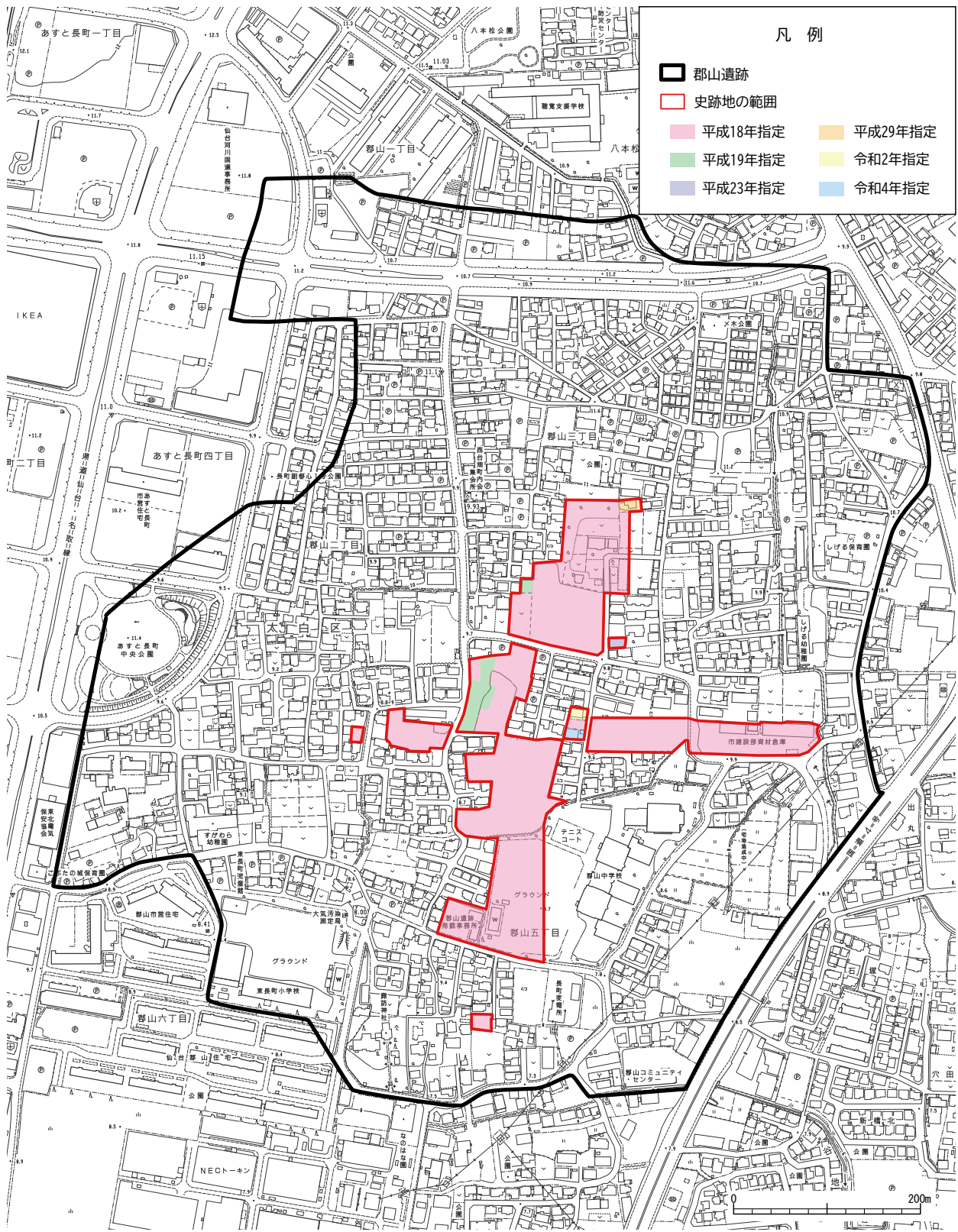
(平成28年撮影)

図3-37 郡山遺跡全景



(平成28年修正・都市計画基本図を加工)

図3-38 土地所有区分



(平成28年修正・都市計画基本図を加工)

図3-39 史跡指定・追加指定区分